BTMU 中国月報

第106号(2014年11月)

CONTENTS

■特集

◆ 発足一周年を迎えた中国(上海)自由貿易試験区~第二回 改革の他地域への展開と、今後の改革の見通し

■経 済

◆ 中国の国家新型都市化計画と「人の都市化」の加速

■産業

◆ 中国オンラインショッピング業界の動向と小売企業の取り組み状況(前編)

■人民元レポート

◆ GDP の需要項目別寄与度で見た中国経済の現状

■スペシャリストの目

◆ 法 務:クロスボーダー人民元建て外商直接投資に関する考察

■MUFG中国ビジネス・ネットワーク

BTMU 中国月報

第106号(2014年11月)

 ▶ 禁 ◆ 発足一周年を迎えた中国(上海)自由貿易試験区 ~第二回 改革の他地域への展開と、今後の改革の見通し 三菱東京UFJ銀行(中国) トランザクションバンキング部 中国ビジネスソリューション室・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
■ 経済 中国の国家新型都市化計画と「人の都市化」の加速 三菱東京UFJ銀行 経済調査室 香港駐在・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
■ 産業 中国オンラインショッピング業界の動向と小売企業の取り組み状況(前編) 三菱東京UFJ銀行 企業調査部 香港駐在
■人民元レポート
◆ GDP の需要項目別寄与度で見た中国経済の現状 三菱東京UFJ銀行(中国) 環球金融市場部 ·······2
■スペシャリストの目
◆ 法 務:クロスボーダー人民元建て外商直接投資に関する考察 北京市金杜法律事務所 ····································
■MII.F.G.由国ビジネス・ネットワーク

エグゼクティブ・サマリー

特集「発足一周年を迎えた中国(上海)自由貿易試験区~第二回 改革の他地域への展開と、今後の見通し~」は、自由貿易試験区の改革の他地域への展開状況を紹介し、今後の改革の方向性について検討しています。投資、貿易、金融、行政管理の4分野から改革の全国展開の状況を概観した上で、システム、政策運用、政策推進の点から今後の改革進展のハードルについて考察し、政策運用については、日系企業が自社の要望を積極的に当局に伝え、業務経験を基に監督管理方法も含めた改革の進め方について提言することも一考の余地があると指摘しています。なお、試験区の改革はそれ単体で進んでいるのではなく、中国全土の改革の一部として全国と試験区が相互に影響しつつ進んでいるもので、双方の改革の進捗に目を配っていくことが今後の改革の行方を検討する上で重要であり、3年の改革期間で成果を上げるためには2年目となる今後1年間にどれだけハードルを乗り越えられるかがカギになると見ています。

経 済「中国の国家新型都市化計画と『人の都市化』の加速」は、今年 3 月に政府が発表した「国家新型都市化計画」(2014~2020 年)の柱とされている『人の都市化』について、その現状、都市化が与える影響と今後の課題について考察しています。「国家新型都市化計画」に基づく『人の都市化』推進により、2020 年までに約 1 億人の農村人口の都市戸籍への転換が見込まれ、これに伴い消費と投資の需要拡大が期待できるとともに、膨大な投資資金ニーズが発生することから金融システムや国家財政にも大きな影響を与えるとして指摘しています。『人の都市化』の推進は、戸籍制度や社会保障制度、土地制度、地方財政制度などの改革にも関連しており、今後のこうした改革の動向が注目されるとしています。

<u>産業</u>「中国オンラインショッピング業界の動向と小売企業の取り組み状況(前編)」は、中国のオンラインショッピング業界について前後編2回に分けて整理し、前編ではインターネット利用とオンラインショッピング市場動向について纏めています。2013年末の中国のインターネット利用状況を2007年末と比較すると、利用者数は3倍弱の約6.2億人に増加、インターネット普及率は16%から46%へと拡大するなか、2013年のオンラインショッピング取引額は前年比39%増の1.8兆元に上り、米国を抜いて世界一の規模に達しています。今後についても政府による制度整備が追い風となって二桁台の成長が続き、2017年の市場規模は4.5兆元に達するとの見通しを示しています。

人民元レポート 「GDPの需要項目別寄与度で見た中国経済の現状」は、第3四半期の実質 GDP 成長率が前年同期比+7.3%と5年半振りの低水準となるなか、成長率鈍化の背景について需要項目別に確認し、今後の中国経済の見通しについて考察しています。GDPの需要項目別寄与度は、純輸出が2009年以降最高となり GDP全体を押し上げた一方、総資本形成は2009年以降最低となり足を引っ張り、今後について、輸出は統計データの信憑性が疑われているほか欧州向けの不透明感が増していること等から力強い伸びの継続は想定しづらいため、総資本形成の回復が今年の目標の7.5%成長に向けた鍵を握っていると見ています。なかでも、経済発展の促進のみならず、主要都市間のヒトやモノの流れを活発化することで民生の向上に繋がると考えられる「高速鉄道投資」は、先頃21カ国間で基本合意に達したアジアインフラ投資銀行の設立も含め、その動向が注目されると指摘しています。

<u>スペシャリス</u>トの目

<u>法務</u>「クロスボーダー人民元建て外商直接投資に関する考察」では、関連法令、政策とその実務上の運用の観点から考察しています。人民元建て外商直接投資は、クロスボーダー貿易、中国国外の金融市場や対中投資で得られた人民元の消化方法といった点で中国国外企業の関心が高まっています。クロスボーダー人民元建て外商直接投資に対する監督管理機関の主な権限として、商務部は外商投資の審査・認可、中国人民銀行は決済業務の管理、国家外貨管理局は国際収支統計の管理にあると整理した上で、各機関の具体的な管理・規制内容について解説しています。また、2013 年 12 月以降、人民元の国際化に関する画期的な試みが続いている「上海自由貿易試験区」におけるクロスボーダー人民元建て直接投資に関する措置についても取り上げ、遠くない将来、試験区外の人民元建て外商直接投資も試験区の制度の影響を受けて緩和され、利便性の向上が見込まれるため、引き続き、試験区の動向にも注目していきたいとしています。



特集

発足一周年を迎えた中国(上海)自由貿易試験区 第二回 改革の他地域への展開と、今後の改革の見通し

三菱東京 UFJ 銀行(中国) 有限公司 トランザクションバンキング部 中国ビジネスソリューション室 森田直樹

前回は 2013 年 9 月に誕生した中国(上海)自由貿易試験区(以下、自貿試験区)で行われている この1年の改革の全容を概観した。

前回も触れたように、自貿試験区での投資、貿易、金融、行政管理といった様々な分野に亘る改革は「先行先試(中国全土の改革を自貿試験区で先に試行する)」の精神のもと、他の地域に「コピー可能、横展開可能」であることが求められている。実際に前回紹介したいくつかの項目の中には、自貿試験区での試行を経て他地域にも展開されているものが存在する。

そこで、本稿では改革の他地域への展開状況を概観しつつ、今後の改革の方向性を検討してみたい。

1. 改革の他地域への展開状況

以下の通り、いくつかの改革項目は他地域にも数ヶ月遅れで展開されている。これからも可能なものから順次全国展開されていくという流れが続くものと思われる。

(1) 投資、貿易、行政管理分野

①登録資本関連の規制緩和

登録資本の出資払込額登記制から出資引受額登記制への変更、登記条件の緩和(最低登録資本の規制撤廃、払込期限の撤廃、現金出資比率の下限撤廃等)といった改革は2014年3月以降全国に拡大された¹。

②サービス業の開放拡大

昨年から自貿試験区で開始している「サービス業の開放拡大」のうち、医療機関については既に今年8月以降、北京市、天津市、上海市、江蘇省、福建省、広東省、海南省の7つの直轄市・省でも外商独資での医療機関の設立が可能となっている²。

③設立・変更手続の備案処理への変更(ネガティブリスト管理)

自貿試験区では、外資企業設立・変更手続時に「ネガティブリスト」に記載されていない項目 については商務部門の審査批准手続きを不要とする改革が実施されている。

この項目はまだ本格的な全国展開には至っていないが、国務院は「外商投資に関するネガティブリスト管理を今後全国に拡大していく」との方向性を示しており³、今後が注目される。

¹ 『中華人民共和国会社法』(2013年12月28日、全国人民代表大会常務委員会にて改正決定、2014年3月1日改正施行)、国務院『登録資本登記制度改革方案』(国発〔2014〕7号;2014年2月7日付公布)、『会社登録資本登記管理規定』(国家工商行政管理総局令第64号;2014年2月20日付公布)。

² 国家衛生計画生育委員会・商務部『外資独資病院設立の試行業務展開に関する通知』(国衛医函〔2014〕244 号; 2014 年 8 月 27 日付公布)

³ 国務院『市場公平競争の促進、正常な市場秩序の維持に関する国務院の若干意見』(国発〔2014〕20号;2014年7月8日付公布)

④域外投資手続の備案処理への変更

域外投資(海外及び香港、マカオ、台湾地区への投資。一般的に『走出去』と言われる)については従来商務部門への事前核准申請が必要であった。昨年自貿試験区企業に限り原則核准不要、備案管理で可となっていたが、これも2014年10月以降は全国レベルで一部の例外を除き備案ベースで域外投資の実行が可能となっている4。

⑤税関による 23 項目の簡素化

前回触れた税関における「23項目の簡素化措置」は8月から長江沿岸の51の税関監督管理区域で実行に移されている。さらに9月からは全国の税関監督管理区域で、さらには条件の整った一般地域の税関でも徐々に実施されつつあるとされる。

⑥工商行政管理局による年度検査の廃止

自貿試験区では発足直後の 2013 年 10 月から施行されていたが、2014 年 3 月からは全国レベルに拡大 5 されている。

⑦企業信用情報公示と経営異常リスト公示

2014年3月から自貿試験区で開始されていた本政策も、10月から全国に拡大施行されている⁶。 これにより全国の企業が毎年年度報告を行い、その内容を社会へ公示する必要が生じることとなった。また期日までに年度報告を行わない企業や、公示内容に虚偽があることが発覚した企業は「経営異常リスト」に記載され公示されることとなった。

(2) 金融分野

金融分野の改革についての詳細内容は次回紹介する予定であるが、既に全国レベルに展開されている項目についてここで先に紹介しておく。

①クロスボーダー人民元決済

2014年2月以降自貿試験区で「クロスボーダー人民元決済の簡素化」「個人のクロスボーダー人民元決済」「人民元双方向クロスボーダープーリング」「経常項目下クロスボーダー人民元集中決済」などが具体化されているが、中国人民銀行は2014年6月にこれらの施策を全国展開する旨を公表 7 、11月に正式に全国での取り扱いを開始した 8 。

②小口外貨預金の上限金利規制撤廃

中国人民銀行上海本部は、2014年6月27日より300万米ドル未満(当面は150万米ドル以上)の小口外貨預金の金利上限を自由化する旨を発表した(当面は法人預金から)。もともと300万米ドル以上の外貨預金金利は自由化されているので、上海市においては外貨預金の金利はほぼ全面的に自由化されることになる。

③ 多国籍企業の外貨資金集中運営管理

2月に自貿試験区で開始された「多国籍企業の外貨資金集中運営管理」スキームについては、4

⁴ 商務部『域外投資管理弁法』(商務部令2014年第3号;2014年9月6日付公布)

⁵ 工商行政管理総局『企業年度検査作業停止に関する通知』工商企字〔2014〕28 号;2014年2月19日付公布)

⁶ 国務院『企業情報公示暫定条例』(国務院令第654号; 2014年8月7日付公布)

⁷ 中国人民銀行『「国務院弁公庁の対外貿易安定成長に関する若干意見」を貫徹・具体化する指導意見』(銀発〔2014〕 168号: 2014年6月11日付公布)

⁸ 中国人民銀行『多国籍企業グループのクロスボーダー人民元資金集中運営管理業務展開に関する通知』(銀発〔2014〕 324 号: 2014 年11 月 2 日付公布)



月に早くも全国版の通達⁹が公布された。スキームの詳細については次回解説するが、もともとこのスキームは自貿試験区発足前の2012年末より北京、上海などの一部多国籍企業をパイロットとして行われていたものであり、厳密には自貿試験区が「先行先試」したとは言えないかもしれない。

④外貨資本金の自由人民元両替

自貿試験区で2014年2月28日に公布・施行された外貨資本金の自由人民元両替については、2014年8月4日以降、全国16地域¹⁰の外商投資企業も、外貨資本金の元転時に銀行にエビデンスを提出せずに全額人民元両替を行い、「元転支払待ち専用口座」に入金できるようになった¹¹。ただし自貿試験区企業と同様、「元転支払待ち専用口座」からの対外支払い時にはエビデンスの提出が必要になる。

2. 今後の改革の見通し

自貿試験区については、今後どのような改革が実施されるのか、上海に続く第二の自貿試験区は誕生するのかなどが注目される。また改革の今後を検討する上では、改革推進に当たっての阻害要因が何なのかも気になるところである。そこでこれらの観点から今後の改革の見通しを考えてみよう。

(1) 2年目以降に予想される改革項目

今後、自貿試験区でどのような改革が実施されるのかは気になるところであるが、昨年9月の自貿 試験区発足時の「全体方案」や「管理弁法」に記載されたものの未だ細則が公布されていない項目の 改革や、既に公布済の内容を更に前進させる改革が今後実施されるのではないだろうか。一例として は以下のようなものが考えられる。

【図表 1】今後自貿試験区での展開が予想される改革内容の一例

改革分野	項目
投資	・ ネガティブリスト(現在139項目)の更なる削減
貿易	 新型貿易業務(オフショア貿易、先物保税交易取引、クロスボーダーEコマース等)に関する推進施策の深化 上海を航運のハブとするための機能の強化(運送金融、国際船舶運輸・管理、国際船員管理、国際運輸ブローカーなどの産業発展等)
金融	・ 外貨自由貿易口座 (FT 口座) の自由化・ 多種多様な金融機関の設立促進策
行政管理	・ 企業活動のモニタリング制度の拡充(例:安全審査制度、 反独占審査制度、知財保護制度の整備など)

(出典) 中国ビジネスソリューション室にて作成

-

⁹ 国家外貨管理局『「多国籍企業外貨資金集中運営管理規定(試行)」公布に関する通知』(匯発〔2014〕23 号;2014年4月18日付公布)

¹⁰ 天津浜海新区、瀋陽経済区、蘇州工業園区、東湖国家自主創新示範区、広州南沙新区、横琴新区、成都市高新技術産業開発区、中関村国家自主創新示範区、重慶両江新区、黒龍江沿辺開発開放外貨管理改革試点地区、温州市金融総合改革試験区、平潭総合実験区、中国-マレーシア欽州産業園区、貴陽総合保税区、深圳前海深港現代サービス合作区、青島市財富管理金融総合改革試験区の16地域。

¹¹ 国家外貨管理局『一部地域で外商投資企業外貨資本金元転方式の改革を試行する関連問題に関する通知』(匯発 [2014] 36 号; 2014 年7月4日付公布)

(2) 第二の自貿試験区は?

上海に続く第二の自貿試験区がいつ、どこで認可されるかはこの一年の間幾度となく話題にのぼっている。最近では 10 月 27 日に開催された「中央全面深化改革リーダーグループ第六次会議」での習近平総書記による「自貿試験区での経験をほかの地域でもできるだけ早く広げるべき」というコメントをきっかけに「天津の自貿試験区が国務院の批准間近」「広東省もまもなく批准される見込み」「福建省も可能性あり」といった情報がメディアにより盛んに取り上げられるようになってきている。確かに近い将来、政治的な力学も働いて実際に第二、第三の自貿試験区が国務院の批准を受ける可能性は相応にあるだろう。

但し、先に見たように上海の改革の成果がすでに他地域に拡大されつつある中、果たして第二の自 質試験区は本当に必要なのか。そこで行う改革が完全に上海のコピーであれば「自質試験区」という ハコを作るまでもないはずである。

もし第二の自貿試験区を作るのであれば、その地域が何らかの分野で上海に無い独自の先進性を有しており、それをもって全国の改革に具体的な貢献ができることがポイントとなるべきであろう。そうなると天津の場合リース、ファクタリング業務、広東省の場合は香港・マカオとの一体化などが独自の先進性になるのだろうが、香港・マカオとの一体化などは他地域へのコピー、範囲拡大が難しい。想像の域を出ないが、ひょっとすると特別な領域の改革に特化した試験区や他地域へのコピー・拡大を前提としない改革を行う試験区が生まれる可能性もあるのかもしれない。

いずれにせよ、自貿試験区という名前が重要なのではなく、そこで実際に何ができるかということこそが重要であり、具体的な改革の内容に注目していきたい。

(3) 今後の改革のハードルは?

これまでの改革については、「期待ほど進んでいない」という声が一部に聞かれるのも事実である。 一体何が改革のハードルになっているのか。ここでは試みに「システム」「政策運用」「政策推進」の 3つを想定してみた。

①システム面のハードル

たとえば通関検査のスマート化、企業の年度公示のオンライン化のように、改革を進めるには 政府機関の監督管理システムの構築が前提となる場合がある。

これは一旦システムが安定稼働すれば「紙ベースの手続き削減」「行政サービスの利便性とスピードの向上」「効率的な監督管理」などといった目に見える成果に繋がりやすく、推進のハードルは相対的には低い。これまでの一年で企業側から具体的な成果が上がったと認められている改革項目の多くが、このハードルをクリアすることで効果が生まれたものである。

②政策運用面のハードル

政策担当者に改革項目推進に関するノウハウ・知識が不足しているものや、政府部門間(たとえば中央と地方、金融部門と税務部門等)のコミュニケーションが十分でないことにより、改革が円滑に進まない場合がある。

中国政府にとって初めて取り組む改革項目の場合、「ooを推進する」といったスローガンだけは上級部門から出されていても、政策担当者が具体的に何をどう進めればいいかを必ずしも正確に把握しているとは限らない。また仮に政策が実施細則ベースで公布されていても、細則に明確に記載されていない内容について担当者が実務面の指針を明確に示せない場合があっても決して不思議ではない。

これらの点を解決するには、日系企業が自社の要望を積極的に行政当局に伝え、可能であれば これまでの業務経験を元に監督管理方法まで含めた改革の進め方について関連当局宛に提言を行 うことが考えられる。もちろん提言がどこまで奏効するかはわからないが、自社の管理基準にマ



ッチした管理監督方法が当局にスタンダードとして採用される可能性も無いではない。少なくとも行政当局のスタンスは企業の建設的な意見・要望や政策提言を前向きに受け入れる方向に変わってきている。

政府部門間のコミュニケーションについては、たとえば金融部門と税務部門の両方に関連する新しい政策について金融部門が単独で通達を公布した場合、政策を採用する企業にとっては「隠れた税務リスク」が残る。新しい政策が公布されても多くの日系企業はこうしたリスクを恐れ「様子見」のスタンスを取らざるを得ず、それが「政策が打ち出されても目に見える効果が生まれない」大きな理由と考えられる。

このハードルをクリアするにはそもそも政策決定の方法から見直さなければならないだろう。 すなわち新しい政策を公布する際に、どこかの政府部門が単独で大まかな通達をまず公布して、何か問題があれば後から改める(明文の場合も、口頭指導の場合も有る)という従来型の方法を、事前に関連する政府各部門や業界団体がその政策内容について実務上の問題に至るまで十分に集団討議を行い、運用面の齟齬が起きないようにした上で公布、施行する方法に改めていくことである。

③政策推進面のハードル

改革の中には、影響範囲の大きさゆえに慎重に進めざるを得ないものや、或いは政府内に改革 に消極的あるいは抵抗する勢力が多く改革が進まないものがある。

たとえば人民元金利の完全自由化などは実体経済への影響を考えて導入時期を慎重に見極める必要があるし、多くの債務を抱える地方政府や、利鞘が縮小する銀行からの抵抗が予想される。 預金保険制度の準備も必要であろう。そう考えると簡単に進められるものではない。またネガティブリスト項目の削減については国内産業の反発が予想される。

このハードルを超えるのは容易ではないが、次に触れる中国全土の改革が進むことによって自 貿試験区の改革に推進力が生まれることを期待したい。

3. 国家改革の中の自貿試験区改革

中国で進行している大規模な改革の全体像を示すのが 2013 年 11 月 15 日中国共産党第 18 回中央委員会第三回全体会議(三中全会)で発表された「中国共産党中央の改革の全面的深化における若干の重大問題に関する決定」である。ここでは 2020 年までの中国の中長期の国家改革方針が示されており、政治・経済・社会の広範囲に亘る改革が提起された。そして現政権は目下「国有企業改革」「財政・税務体制改革」などといった、国民経済に与える影響が大きく、難易度が高いテーマの改革に実際に着手している。



【図表 2】2013年三中全会「党中央の改革の全面的深化における若干の重大問題に関する決定」の内容

分野		セクション	項目と具体的内容
総論	1	総論	- 現日と共体的内容 (1)~(4)
水心前用		小心 自用	(1)~(4) (5)財産権の保護制度を完備する。
	2	基本経済制度の堅持と改善	(6)混合所有制経済を積極的に発展させる。 (3) 国方へ業の近代的へ業制度の宣傳を推進する。
			(7)国有企業の近代的企業制度の完備を推進する。
			(8) 非公有制経済の健全な発展を支援する。
			(9)公平、開放的、透明な市場ルールを確立する。
		アルナリムをあなり	(10)市場が中心となった価格決定の仕組みを整備する。
	3	近代化市場体系の健全化	(11)都市と農村の統一的な建設用地市場を構築する。
			(12)金融市場体系を完備する
			(13)科学技術体制改革を深化させる。
		7 - 144 ()(+-17 - 1-)+	(14)マクロ調整体系を整備する。
経済	4	政府機能転換の加速	(15)政府の役割を全面的かつ正確に果たす。
			(16)政府の組織構造を改善する。
	_		(17)予算管理制度を改善する。
	5	財政、税収制度の改革	(18)税収制度を改善する。
			(19)執行権限と財政支出が相応しい制度を構築する。
			(20)新型農業経営体系の構築を加速する。
	6		(21)農民により多くの財産権を与える。
		向けた体制の整備	(22)都市と農村における生産要素の平等な交換と公共資源の均衡配分を推進する。
			(23)都市化の健全な発展の体制を整備する。
			(24)投資条件を緩和する。
	7	開放型経済の新体制の構築	(25)自由貿易区の建設を加速する。
			(26)内陸部や辺境地区の開放を拡大する。
		社会主義民主政治の制度建 設の強化	(27)人民代表大会制度の時代に伴う前進を促す。
	8		(28)協議と民主との幅広く多層にわたる制度化発展を推進する。
			(29)基層における民主を発展させる。
	9	を	(30)憲法と法律の権威を維持する。
			(31)行政・法執行体制の改革を深化させる。
政治			(32)法律に基づき独立的で公正な審判権・検察権の行使を確保する。
			(33)司法権の運用の仕組みを整備する。
			(34)人権司法保障制度を改善する。
			(35)科学的で効果的な権力の制約・協調の仕組みを形成する。
			(36)腐敗撲滅のための体制・仕組みの革新と制度的保障を強化する。
			(37)仕事態度を改善する制度の整備を進める。
			(38)文化管理体制をさらに完全なものとする。
文化	11		(39)近代的な文化市場体系を構築・整備する。
			(40)近代的な公共文化サービス体系を構築する。
			(41)文化開放の水準を高める。
			(42)教育分野の総合改革を深化させる。
	12	社会事業の革新	(43)就業・起業を促進する体制・仕組みを改善する。
	12	江五尹未の半初	(44)合理的で秩序ある所得分配の局面を形成する。
社会			(45)公平で持続可能な社会保障制度を構築する。 (46)医薬衛には制み基本深れさせる。
江五			(46)医薬衛生体制改革を深化させる。
			(47)社会の管理方式を改善する。
	13	社会管理体制革新	(48)社会組織の活力を引き出す。 (49)社会矛盾を効果的に予防、解消する体制を構築する。
			(49)任芸才泪を効果的にア防、肝消する体制を構築する。 (50)公共安全体系を整備する。
			(30)公共女主体系を登順する。 (51)自然資源資産の財産権制度と用途管理制度を整備する。
			(31) 自然貝源貝座の財産権制度と用述官理制度を登備する。 (52) エコ保護のためのレッドラインを引く。
エコ	14	エコ制度建設の加速	(32)エコ休護のためのレットフィンを与く。 (53)資源の有償使用制度とエコ補償制度を実行する。
			(33) 貞源の有頂使用制度とエコ補頂制度を実119 る。 (54) 生態環境の保護管理体制を改革する。
			(34)生態環境の休護官理体制を収集する。 (55)軍隊の体制編制の調整・改革を深化させる。
国防と	15	国防・軍隊改革の深化	(35)単隊の体制編制の調金・改革を採化させる。 (56)軍隊の政策制度の調整・改革を推進する。
軍隊	10	白吻 手吻以手切外心	(30)単隊の政策制度の調金・改革を推進する。 (57)軍と民との融合のさらなる発展を推進する。
			(377年と氏との融合のさらなる光展を推進する。 (58)党の改革の全面的深化について思想と行動を統一させる。
党指導	16	党指導強化	(59)改革深化の推進に必要な人材を確保する。
強化	•	2075 (732.10	(60)民衆は改革の主体であり、民衆の創造性、積極性を発揮させる。
		1	、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、

(出典) 政府広報を元に当行中国調査室にて作成

全国レベルの改革の詳細な説明は本稿の趣旨から離れるのでここでは行わないが、注意しておきたいのは、自貿試験区の改革はそれ単体で進んでいるのではなく、あくまで中国全土の改革の一部として、全国と自貿試験区が相互に影響しつつ進んでいるという点である。

たとえば自貿試験区の改革は上記三中全会「決定」の「(25) 自貿試験区の建設を加速する」の項目はもとより、「(9)公平、開放的、透明な市場ルールを確立する」「(15)政府の役割を全面的かつ正確に果たす」「(16)政府の組織構造を改善する」「(24)投資条件を緩和する」などと密接に関連している。逆に直接自貿試験区の改革項目に含まれていないものでも、全国での改革が進めば自貿試験区の改革推進のハードル解消に資すると思われる項目が上記「決定」にはいくつか見られる。そういう意味では、自貿試験区の改革の進捗と全国レベルの改革の進捗の両方に目を配っていくことが今後の改革の行方を検討する上で重要である。

自貿試験区のこの一年の改革の成果については各方面から評価が行われているが、総じて言えば「様々な政策が打ち出されてはいるが、目に見える効果が生まれるのはこれから」というのが大方のところだろうか。各種報道ではネガティブリストの項目削減割合や進出企業数といった数値でこの一年の改革成果が喧伝されているようであるが、これらが自貿試験区の改革が目指す最終的なゴールでないのは言うまでもない。改革期間として与えられた3年で成果を結実するためには、2年目となる今後1年の間に様々な改革のハードルをどれだけ乗り越えられるかがカギとなるだろう。

最終回となる次回は、自貿試験区における金融改革について、特に日系企業に及ぼす影響が大きい 政策を中心に考察したい。

(本稿は筆者個人の考えを表したものであり、当行の立場を代表するものではありません)

(執筆者連絡先)

三菱東京 UFJ 銀行(中国)有限公司 トランザクションバンキング部 中国 ビジネスソリューション室

E-mail: naoki morita@cn.mufg.jp TEL: 86-(21)-68881666 (内線) 4228



中国の国家新型都市化計画と「人の都市化」の加速

三菱東京UFJ銀行 経済調査室 香港駐在 シニアエコノミスト 范小晨

今年3月中旬、中国国務院は「国家新型都市化計画(2014~2020年)」を発表した。本計画の柱である「人の都市化」は、経済と社会に大きな影響を及ぼしうることから内外の注目を集めている。7月30日には、国務院が「戸籍制度改革を更に推進することに関する意見」を発表し、「人の都市化」を推進する上で鍵となる戸籍制度改革の詳細な内容が公表された。

本レポートでは、中国における都市化の現状や都市化が与える影響、今後の課題などについて 考察する。

1. 中国における都市化の現状

(1) 戸籍人口ベースの都市化率は依然低水準

改革開放が実施された 1978 年以降 2013 年までの間に、都市部常住人口(一地域に半年以上居住した人口)は 1.7 億人から 7.3 億人へ増加した。この間、常住人口ベースの都市化率は年平均 1.0%ポイント上昇、1978 年の 17.9%から 2013 年には 53.7%に達した(図 1)。

これに比して、戸籍人口ベースの都市化率は依然低水準にある。両者の統計が揃う 2012 年時点でみると、常住人口ベースの都市化率は 52.6%に達する一方、戸籍人口ベースの都市化率は 35.3%に止まっている(図 2)。

両者の差(人口ベースでは 2.3 億人)は、都市戸籍を保有せず都市部で常住している人口(未登録人口)である。こうした未登録人口は農民工人口(農村戸籍保有者で農業以外の職に従事する労働者、2012年時点で 2.6 億人)より若干少ないが、戸籍登記上の問題や統計誤差などを勘案すると、ほぼ全て農民工であると考えられる。

農民工は都市部に常住し、都市部における主な労働の担い手となっているが、教育、医療、住宅などの社会福祉で都市戸籍を保有する住民と同等のサービスを享受できていない。「人の都市化」を推進する上では、こうした社会福祉サービスの格差を是正する必要があるといえる。

図 1: 都市化の進展

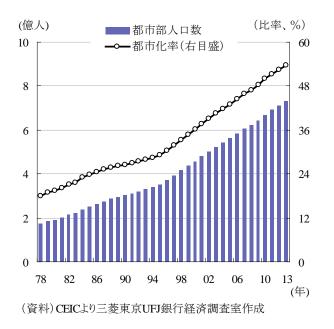
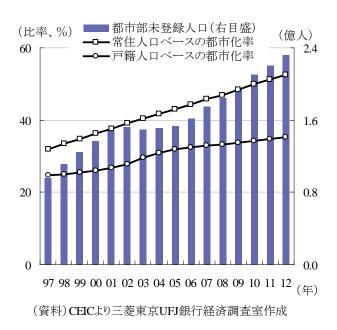


図 2: 常住ベースと戸籍ベースの都市化率



(2) 「土地の都市化」が「人の都市化」に先行

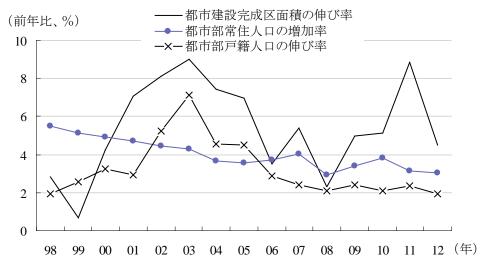
中国の都市化の過程において、「土地の都市化」(都市面積の拡張)は「人の都市化」(都市部常住人口の増加)に大幅に先行してきたといえる。住宅・都市農村建設部の統計によると、98 年から2012年までの間、都市部常住人口と都市部戸籍人口の年平均増加率は各々4.0%と3.2%であった一方、都市建設完成区面積の年平均伸び率は6.0%に達した(図3)。

「土地の都市化」が急速に進展した結果、新たに開発された都市部の人口が想定を大幅に下回るケースや、乱雑な土地利用によって大量の耕地資源が浪費される問題などが顕在化している。

また、急速な「土地の都市化」により、地方政府の土地譲渡金収入及び不動産関連借入への依存度が一層高まり、地方政府の過剰債務問題が懸念されるようになった。財政収入が得られる「土地の都市化」とは異なり、「人の都市化」は多額のインフラ、民生、福利厚生面の投資が必要となる。

地方政府は成長率を押し上げやすい不動産開発に積極的である一方、多額の財政支出を伴う インフラ整備や公共サービスの改善には熱心でないと言われている。また、都市開発により土地を 失った農民に対する補償は十分とは言えず、農民の不満も高まっている。

図 3: 「人の都市化」と「土地の都市化」のスピード



(資料)中国住宅・都市農村建設部、CEICより三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

(3) 都市部への急速な人口流入により不足する公共サービス

中国で都市化が急速に進展したのは 90 年代半ば以降である。91 年から 95 年まで都市部常住人口の新規増加数は年平均 1,000 万人程度であった。96 年以降の経済成長に伴う都市化進展及び大都市での戸籍制度緩和策の実施(不動産購入者に対する都市青色戸籍の付与)をきっかけに、2013 年までの都市部常住人口の新規増加数は年平均 2,100 万人に急増した(図 4)。

地域別にみると東部への流入が中心で、中部と西部の人口密度(1平方km当たりの人口)はほぼ横ばいに止まる一方、東部の人口密度は、2003年の661人から2013年は834人に急増した(図5)。

主要都市における 2013 年末の人口密度をみると、上海市、北京市と天津市は各々2,931 人、1,289 人と1,235 人に達した。特に北京・天津・河北地域、長江デルタ地域、珠江デルタ地域の三大都市圏は僅か 2.8%の国土面積に 18%の人口が集中し、GDP 総額の 36%を生み出す大都市圏になった。

このような都市への大量の人口流入が住宅需給の逼迫と住宅価格の急騰に加え、教育・医療などの公共サービスの不足などの問題を惹き起こしている。とりわけ、人口 1,000 万人以上の大都市では生活コストの上昇や大気汚染が新たな社会問題となっている。

(万人)

2,500

2,000

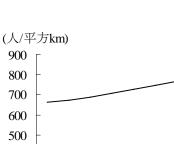
1,500

1,000

500



図 4: 都市部常住人口の年間新規増加数





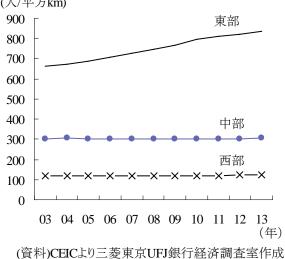


図 5: 地域別の人口密度

2. 2020 年までの国家新型都市化計画の目標と影響

(1) 国家新型都市化計画の主な内容

政府は国家新型都市化計画(2014~2020年)において、4分野(都市化率、基本公共サービス、 インフラ整備、資源・環境)の目標を打ち出した(表 1)。まず、都市化率の目標として、①常住人口 ベースの都市化率の引き上げ(2012 年:52.6%→2020 年:60%前後)、②戸籍人口ベースの都市 化率の引き上げ(2012 年:35.3%→2020 年:45%前後)、が掲げられた。都市化率を目標まで引き 上げるためには、約1億人の農村人口を都市戸籍へ転換する必要がある。

次に基本公共サービス及びインフラ整備では、常住する都市での生活環境を改善させることに 焦点が当てられている。主な目標として、①2020年までに都市部で働く農民工の子女の義務教育 参加率の引き上げ、②都市部の農民工の就業能力向上を目的として、2020 年までに農民工、新 規労働者、失業者を対象とする無償の基本職業技能訓練実施率の引き上げ、③基本養老保険、 基本医療保険、保障性住宅のカバー率の引き上げ、④水道水の普及率や汚染水の処理比率の 向上、などが掲げられた。

さらに、近年深刻化している環境問題への対応策として、①再生可能エネルギー消費比率の引 き上げ、②都市新規建築に占めるグリーン建築の比率の引き上げ、③都市建設完成区の緑地比 率の引き上げ、④大気の質が国家基準に達する地級以上都市の比率の引き上げ、などの数値目 標が発表された。

表 1: 国家新型都市化の主な指標

分野	指標	2012年	2020年
都市化率	常住人口ベース	52.6%	60%前後
401111C 41	戸籍人口ベース	35.3%	45%前後
	農民工子女の義務教育参加比率	1	99%以上
基本公共	都市失業者・農民工・新規労働力に対する 無料基本職業技能訓練のカバー率	1	95%以上
サービス	都市常住人口の基本養老保険カバー率	66.9%	90%
	都市常住人口の基本医療保険カバー率	95%	98%
	都市常住人口の保障性住宅カバー率	12.5%	23%
	人口百万以上の都市における公共交通利用の比率	45%	60%
	都市公共水道水供給の普及率	81.7%	90%
インフラ	都市汚染水の処理比率	87.3%	95%
整備	都市生活ごみの無害化処理比率	84.8%	95%
	都市部家庭用ブロードバンドの接続能力(Mbps)	4	50以上
	都市部コミュニティー総合サービス施設のカバー率	72.5%	100%
	一人当たりの都市建設用地(m²)	-	100以下
	都市再生可能なエネルギーの消費比率	8.7%	13%
資源•環境	都市新規建築に占めるグリーン建築の比率	2%	50%
	都市建設完成区の緑地比率	35.7%	38.9%
	大気の質が国家基準に合格する地級以上都市の比率	40.9%	60%

⁽注1)都市常住人口の基本養老保険カバー率指標で使用する常住人口には、 16歳以下の人口と学校在籍者を含まない。

- (注2)保障性住宅には、公共賃貸住宅、政策性商品住宅、及びバラック地区改造用の住宅などを含む。
- (資料)政府発表より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

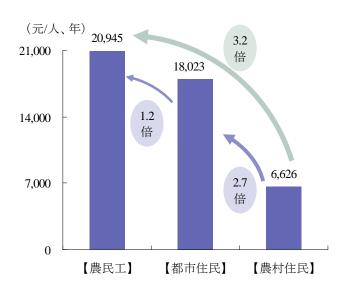
(2) 「人の都市化」による消費拡大

今後「人の都市化」の進展に伴い、2014年から2020年まで1億人(年平均で約1,400万人)の農村住民が都市部に常住するようになると、収入の増加やライフスタイルの変化に伴い消費拡大が期待される。

2013年の都市住民一人当たり消費支出額は農村住民の2.7倍となっている。過去10年間の平均値が3.1倍であったことに鑑みると、一人の農村住民が農民工として都市部で常住した場合、消費額は農村常住時の3倍前後に膨らむ可能性がある。また、農民工の一人当たり年収(2013年:31,308元)及び都市住民の消費性向(2013年:66.9%)を用いて試算すると、農民工の一人当たり年間消費支出額は20,945元になる。2013年の農村住民の一人当たり年間消費支出額は6,626元であったことから、農村住民が都市部に農民工として常住した場合、消費支出額は3倍以上に膨らむ計算になる(図6)。

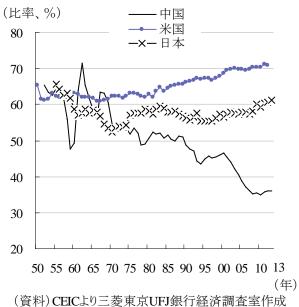
2013年の中国の個人消費の名目 GDP 比率は 36.2%と、2010年(34.9%)を底に緩やかに上昇しているが、日米の高度成長期と比べても低水準に止まっている。今後の都市化の進展による個人消費の拡大は、消費主導型経済への転換にプラス効果を及ぼす公算が大きいといえる(図 7)。

図 6: 中国の一人当たり消費支出(2013年)



(資料)国家統計局より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

図 7: 日米中の個人消費対 GDP 比



(3) 「人の都市化」による投資拡大

今回の都市化計画では、2020年までの交通・運輸関連のインフラ投資についても目標が打ち出 された。

具体的には、①鉄道サービスでは、一般鉄道は人口 20 万人以上の全都市、高速鉄道は人口 50 万人以上の都市をカバー、②道路サービスでは、一般道路は県級都市、高速道路は 20 万人 以上人口の都市をカバー、③航空ネットワークでは、全国 90%前後の人口をカバー、などである。 このほか、都市間の交通網の改善、中小都市と鎮級都市の交通環境の改善、都市内部の公共交 通の拡大などの内容も盛り込まれた(表 2)。

また、県級と重点鎮級の都市公共インフラ施設について、公共水道、汚染水処理、ごみ処理、 道路交通、ガス供給などの整備に関する具体的な目標と投資内容が発表された(表 3)。交通イン フラ整備が遅れている中小都市の生活環境を向上させることで、大都市への人口の一極集中を是 正する狙いが窺える。



表 2: 2020 年までの交通・運輸関連のインフラ施設投資について

	項目	内容
		■鉄道:一般鉄道が人口20万人以上の全都市、高速鉄道が人口50万人 以上の都市を基本的にカバーする
1	総合交通運輸 網を強化	■道路:普通国道が県レベル都市を基本的にカバーする、国家高速道路が 20万人以上人口の都市をカバーする
		■航空:民用航空のネットワークを拡張し、航空サービスが全国90%前後 の人口をカバーする
2	都市群の間の総合 交通運輸網を改善	国家「五縦五横」(注:全国土を縦横する各5本の総合運輸道路網を指す)の 道路をベースに、中部・東部都市群の対外交通網を強化し、西部都市群の 対外交通網建設を加速する
3	都市群内部の総合 交通運輸網を構築	都市群内部の高速道路や快速鉄道を中心とする輸送能力を高め、東部都市 の交通一体化を図る。中西部地域都市群内部主要都市間の高速鉄道、高速 道路建設を加速し、都市群内部の快速交通運輸網を形成する
4	中小都市と鎮レベル 都市の交通条件を改善	中小都市と鎮級都市の外部との連結、通行能力、技術レベルなどを改善する
5	都市内部の公共交通 を優先的に発展	公共交通を中心とする都市内部の交通網を建設、100万人以上の都市の中 心エリアにおいて500メートル間隔での駅の設置を実現する

(資料)政府発表より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

表 3: 県級と重点鎮級都市の公共インフラ施設投資について

	項目	内容
1	公共給水	給水設備の建設を強化し、県級都市と重点鎮級都市の公共給水普及率を 85%以上にする
2	汚染水処理	集中汚染水処理工場あるいは分散型生態処理施設を建設し、すべての県級都市と重 点鎮級都市が汚染水処理能力を有し、県級都市の汚染水庶路率が約85%、重点鎮級 都市が約70%に達するようにする
3	ごみ処理	県級都市がごみの無害化処理能力を有するようにし、ごみ収集と運送関連の施設を重 点的に建設し、すべての鎮級都市でごみ収集、運送施設を設置する
4	道路交通	都市と農村の交通を一体化し、県級都市を基本的に高等級道路で結び、 重点級都市の公共交通網を積極的に発展させる
5	ガス給熱	都市天然ガスパイプ網、液化天然ガスステーション、集中給熱などの建設を加速し、中型大型バイオガス、生物質ガス、地熱エネルギーを発展し、県級都市の民用石炭から天然ガスへの切り替えを推進、北方地区の県級都市と重点鎮級都市の集中給熱水準の著しい改善を目指す
6	新型 エネルギー	中小都市と鎮級都市の外部との連結、通行能力、技術レベルを改善する、資源豊富な 地区の新型エネルギーと再生可能なエネルギー消費の比率を大幅に引き上げる。条 件のある地区での再生可能なエネルギーの建築への応用を奨励

(資料)政府発表より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

今後、2020年までの間に年平均で約1,400万人が新たに都市戸籍保有者となることが見込まれるが、中部、西部の都市および中小都市を中心に、公共サービス・インフラ関連、養老施設・医療関連、教育・就業関連の投資増加及び保障性住宅を含む住宅建設関連などの投資需要は多いとみられる(図8)。



また、環境・健康意識の高まりにつれて環境悪化に不満を持つ国民が増加しており、今後の都市化推進の過程で環境関連投資が更に増加する可能性もある。

「人の都市化」に関する政府目標(2014~2020年) 2020年までに常住人口ベース 2020年までに戸籍人口ベース 都市化率を60%前後にする 都市化率を45%前後にする 約1億の農村人口およびその他の常住人口を都市戸籍へ編入 (都市部常住人口の年間増加数:約1,429万人) 個人収入の増加とライフスタイルの変化 都市公共サービスとインフラ施設の利用者になる <消費への影響> <投資への影響> ①中間消費者層の拡大 ①公共サービス・インフラ関連の投資増加 ②消費のレベルアッフ ②養老施設・医療関連、教育・就業関連の投資増加 ③消費力の開放と刺激 ③保障性住宅を含む住宅建設関連の投資増加

図 8: 都市化の消費と投資への影響

(注)都市部常住人口の年間増加数は、政府発表より試算

(資料)三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

3. 都市化の鍵を握る戸籍制度改革の新しい進展

「人の都市化」推進に不可欠な戸籍制度の改革については、7月30日に国務院が「戸籍制度 改革を更に推進することに関する意見」を発表し、全国で実施される方針が打ち出された。1978年 の改革開放から36年を経て、都市と農村の二元化戸籍制度を撤廃して居住証制度を確立することになった。

(1) 中国の戸籍制度及び人口移転政策の変遷

1949 年の中華人民共和国成立直後、人口移動は比較的自由であったが、55 年の戸籍登録制度の導入により、農業人口と非農業人口に二分する戸籍制度が確立された。58 年には「戸籍登記条例」が公布され、農業戸籍者の都市部への人口流入が厳格に管理されるようになり、75 年の憲法改正で公民の「居住・移転の自由」に関する内容が削除された。ただし、改革開放以降は都市部で常住する農村住民が急増したことを受け、一部地域では戸籍管理の規制緩和が試験的に実施されるようになった(表 4)。98 年から上海、深圳などの大都市では、都市部で企業投資者あるいは一定額以上の不動産取得者、およびその直系親族に都市戸籍を与えるようになった。2001 年には、鎮と小都市では戸籍区分を撤廃して住民戸籍に統一した。公安部によると2008 年末時点で、全国 13 省で戸籍制度改革が実施されたが、総じて見れば、試験的な動きに止まっていた。

表 4: 中国における戸籍制度の変遷

	年	内容
	1951/07	■全国の都市部における統一的な戸籍登録制度を実施
	1954/06	■国民の居住・移転の自由を明記(憲法第90条)
	1955/06	■全国の各都市に戸籍登録制度を確立、統一管理
自由	1955/11	■農業及び非農業人口を区分
移動	1956/03	■第1回全国戸籍工作会議で戸籍管理の三つの基本的機能を確認 ①中国国民であることを証明 ②人口センサスのためのデータを提供 ③反革命分子及び各種の犯罪分子の活動を防止
	1956/12	■農村人口の過剰な都市部への流入を防止
厳格 に 管理	1958/01	■新中国初の戸籍管理法規「戸籍登記条例」を公表 ■常住・暫定居住・出生・死亡・転出・転入・変更の7項目からなる人口登録制度を導入 ■農民の都市への流入を厳しく制限、都市間の人口移動を制限 ■都市と農村を分離する二元戸籍構造の始まり
	1975/01	■憲法改正で国民の「居住・移転の自由」に関する規定を削除(憲法改正)
	1984/10	■都市部で一定の職業につく農民に限り、食糧を自ら調達することを条件とし、 農民が農村部の小都市への移住を認可
	1985/09	■16歳以上の中国国民に対し「居住確認証」を申請することを義務付け
	1994/02	■上海市、投資家や不動産購入者など一定の条件を満たす者に青色戸籍を付与
	1996/01	■深圳市、投資家や不動産購入者など一定の条件を満たす者に青色戸籍を付与
	1997/06	■鎮と小都市常住の農村戸籍者に条件付きで都市戸籍への転換を許可
規制の	1998/07	■都市戸籍取得の条件の緩和 ①新生児が父母のどちらの戸籍に入籍するかは任意選択可 ②夫婦別居で配偶者の所在都市に一定期間居住していれば、任意で都市戸籍を取得可 ③都市部に子供のいる高齢者 ④都市部で企業投資、或いは一定金額以上の不動産を購入した者およびその直系親族
緩和	2001/03	■鎮と小型都市における都市農村戸籍区分を撤廃し住民戸籍に統一化
	2008/11	■「三中全会」で中小都市で働く一部農民に都市戸籍を認める方針を発表
	2008/12	■公安部の発表によると、既に13の省が農業戸籍と非農業戸籍の二元制度を撤廃、 都市と農村統一の住民戸籍を適用
	2009/02	■広東省、技術資格を持つ農民工の都市戸籍申請を許可
	2009/02	■上海市、居住証を取得7年以上かつ一定の条件を満たす常住人口に上海戸籍を付与
	2010/08	■上海市、博士号取得あるいは高級専門職のエンジニア・マネジメントに対して 直接常住戸籍を申請する権利を付与
	2012/05	■深セン市、大学新卒者への戸籍付与制限を撤廃、年齢と学歴が主な条件となる
制度改革	2014/07	■国務院「戸籍制度改革を更に推進することに関する意見」を発表 ①都市と農村の戸籍区分を撤廃して登記制度を統一化、居住証制度を全面的に実施 ②2020年まで戸籍移転政策の調整を行い、規範と秩序のある新型戸籍制度の下で、 約1億の農村人口及びその他の常住人口を都市戸籍へ編入 ③義務教育、就業サービス、基礎養老年金、基礎医療衛生、住宅保障など 基本的な公共サービスが全常住人口をカバー

(資料)各種資料より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

(2) 戸籍制度改革の主な内容

今般の戸籍制度改革の目標として、2020年までに、①都市と農村の戸籍登記制度を統一させ、 居住証制度を全面的に実施、②約1億人の農村人口を都市戸籍へ移転、③義務教育、就業、基 礎養老年金、基礎医療衛生、住宅保障などの公共サービスは全常住人口を対象とすること、など が盛り込まれた(表5)。

表 5: 戸籍制度改革の主な内容

	項目	内容
1	改革の目標	■戸籍移転政策の調整を行い、都市と農村の人口管理制度を統一させ、「居住証制度」を全面的に実施■規範と秩序のある新型戸籍制度の下で、約1億の農村人口及びその他の常住人口を都市戸籍へ編入■義務教育、就業サービス、基礎養老年金、基礎医療衛生、住宅保障など基本的な公共サービスが全常住人口をカバー
2	戸籍転換政策	■鎮と小都市への戸籍転換を基本的に全面開放 ■中都市への戸籍転換を秩序よく開放 ■大都市への戸籍転換条件を合理的に設定 ■超大都市への戸籍転換を厳しくコントロール
3	人口管理面の革新	■農業と非農業戸籍の区分を撤廃し、「居住証制度」を全面的に実施 ■居住証所有者が戸籍人口と同様の公共サービスを享受 ■実際の居住人口をベースとする全国人口情報管理制度の確立
4	移転人口の合法 権益の保障	■農村所有権制度の改善 ■基本公共サービスのカバー率の拡大 ■基本公共サービスの財政面保障の強化

(資料)政府発表より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

(3) 都市人口規模別の戸籍移転政策

都市人口規模別の詳細な戸籍移転政策も初めて発表された(表 6)。中小都市については戸籍制度の大幅な緩和を進める一方、大都市については引き続き人口増加を抑制する方針が打ち出された。

- ① 鎮と小都市(人口 20 万人程度)については、基本的に移転者数の制限を設けず、都市戸籍へ転換希望があり、賃貸住宅を含む合法かつ安定した住居を持つ者に対しては、本人及び配偶者・未成年の子供・両親を含め都市常住戸籍の申請が可能。
- ② 中都市(人口 50~100 万人程度)については、都市戸籍への転換希望があり、賃貸住宅を含む合法かつ安定した住所を持ち、合法かつ安定した職業を有する者に対しては、都市常住戸籍を申請することが可能。
- ③ 大都市のうち人口が 100~300 万人程度の都市については、合法かつ安定した就業をして 一定年数が経過、合法かつ安定した住所を持ち、社会保険加入も一定年数を経たことが都 市戸籍の申請条件。
- ④ 大都市のうち人口が300~500万人の都市については、戸籍編入の規模とスピードを適度にコントロールし、人口の急増を抑え、都市戸籍編入の条件をより厳格化。
- ⑤ 超大都市(人口 500 万人以上)については、人口を厳しくコントロール。ポイント制度を導入し、公開かつ透明な戸籍編入ルートを確立(表 6)。



今回の戸籍移転政策では、大都市の肥大化による諸問題の深刻化を防ぎながら、「人の都市化」を秩序よく進めていく方針が示された。2020年までに中小都市と人口 500 万人以下の大都市を中心にした都市化を推進する方針とみられる。

表 6: 都市規模別の人口管理政策

分類	都市への編入原則・条件
鎮と小都市	■全面開放、制限なし■都市戸籍へ転換する意欲がある■賃貸住宅を含む合法かつ安定した住所を持つ■本人、共同生活の配偶者、未成年の子供、親は都市常住戸籍の申請が可能
中都市	■基本的に開放する ■都市戸籍へ転換する意欲がある ■賃貸住宅を含む合法かつ安定した住所を持つ ■合法かつ安定した職に就業
大都市	人口100~300万人の大都市: ■合法かつ安定な就業をして一定年数が経つ ■合法かつ安定な住所を持つ ■社会保険加入して一定年数が経つ
	人口300~500万人の大都市: ■戸籍編入の規模とスピードを適度にコントロールし、人口の急増を防止 ■都市戸籍編入の条件の厳格化
超大都市	人口500万人以上、特に1,000万人以上の超大都市: ■人口規模を厳しくコントロール ■ポイント制度を導入、公開かつ透明な戸籍編入ルートの確立

(資料)政府発表より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

4. 今後の課題~土地制度改革の実施と投資資金の調達

都市化推進はさまざまな改革と関連している。習近平政権は 2013 年 12 月の第十八次第 3 回中央委員会全体会議で「改革の全面的深化における若干の重大問題に関する共産党中央の決定」を中期的な諸改革の内容として公表した。

この中で都市農村の一体化や農民工の都市住民化に関わる項目として、戸籍制度や社会保障制度、土地制度、財政制度の改革などが盛り込まれた。戸籍制度や社会保障については、前述の通りであるが、土地制度や財政制度については、全国レベルでの改革実施には至っていない。

(1) 土地制度改革の実施

2013 年の三中全会での「改革深化に関する決定」で、土地制度に関して農民の土地請負経営権・住宅財産権に対する保護、土地徴用範囲の縮小、土地徴用された農民に対する保障の改善、国家・企業・個人の土地収益分配メカニズムを構築し、個人の土地収益を合理的なレベルに引き上げることなどが発表された(表 7)。



具体的な施策は発表されていないが、農民の住宅財産権の抵当・担保・転売については、今後数ヵ所で試験的に実施される予定である。農民の土地や住宅からの財産性収入の増加を図ることはまだ研究レベルに止まっており、農村の財産所有権の移転取引市場も未だに形成されていない。農民の財産権保護による収入増加を実現させるにはまだ時間を要すると思われる。

表 7: 土地制度改革の主な内容 ~2013 年三中全会での「改革深化に関する決定」より抜粋~

【土地請負経営権】

- ■農村の土地集団所有権を堅持し、農民の土地請負経営権を法律にて保護
- ■農民の請負農地の占有・使用・収益・転売権利、および請負経営権の抵当・担保権を認可 農民が土地請負経営権にて株式を取得し、農村の産業化経営を発展させることを認可
- ■農地請負経営権の公開市場における専門大手企業・家庭農場・農民合作社・農村企業の間の販売・転売を奨励し、多形式での大規模経営を発展

【土地徴用と土地価格】

- ■土地徴用の範囲を縮小し、土地を徴用された農民への保障を改善
- ■計画と用途管理の前提のもとで、農村の集団所有経営性用地の譲渡、賃借、株式化を許可、 国有地と同じく市場化し、同じ条件ならば同じ価格とする
- ■国家・集団・個人の土地収益の分配メカニズムを構築、個人の土地による収益を合理的なレベルに引き上げ

(資料)政府発表より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

国務院発展研究センターが 2013 年に発表した調査結果によると、都市部に常住する農村戸籍保有者の 74%は、農村戸籍に付随する土地権益を失いたくないため、都市部での長期常住を希望しつつも、農村戸籍の保持を求めている。一方、都市戸籍への転換希望者は、転換の目的として、子女の教育及び社会保障の充実を挙げる人が全体の 70%を占めた。

今後の戸籍制度の改革推進で義務教育、就業サービス、基礎養老年金、基礎医療衛生、住宅保障などの基本的な公共サービスが全常住人口をカバーするようになり、かつ土地制度改革によって農村戸籍に付随する土地権益が合理的な価格で移転されるようになれば、中部、西部都市及び中小都市を中心とする都市部への移転意欲が刺激される可能性がある。

(2) 投資資金の調達

これまでの都市化の過程では、地方政府は土地財政に大きく依存してきたために、土地譲渡金を返済原資とする債務が急増した。2014年から2016年までに返済期限を迎える債務は地方政府債務残高の半分以上を占める。中央政府は債務の拡大を抑制するため、2012年から地方融資プラットフォーム向けの新規貸出を厳しく抑制したが、シャドーバンキングによる資金調達の急増という新たな問題も顕在化している。

今年3月、財政部の王保安副部長は、2020年までの都市化推進に必要な投資資金は42兆元との試算を明らかにした。年平均すると約6兆元となるが、これは地方政府の財政支出額(2013年:約12兆元)の半分に相当し、地方政府にとって大きな財政負担になる。王氏は資金調達方法として、官民パートナーシップによるPPP(パブリック・プライベート・パートナーシップ)など新しいメカ



ニズムを確立する必要があると述べた。

8月31日、全人代常務委員会で、95年に施行された予算法の改正案を可決し、2015年1月より地方政府による債券発行(地方債)が認可されることになった。2011年以降、地方債の発行は試験的に一部の省級の地方政府にのみ認可されていたが、今回の予算法改正で、①全人代および全人代常務委員会は国務院が提案した地方債の発行規模を承認、②発行条件として償還計画と安定的な償還原資を保有、③調達資金は地方政府の経常支出と区別し、資金使途は公益性の高い支出に限定すること、などが規定された。

約20年ぶりで実施された今回の予算法改正によって、地方政府が直面していた2020年に向けた都市化推進のための資金調達の課題は解決に向け進み出したといえる。今後は、中央政府が提唱する官民パートナーシップによる投資会社の設立などの動きが注目点の一つとなろう。

5. まとめ

「人の都市化」を柱とする 2014 年から 2020 年までの「国家都市化計画」の推進が消費と投資を刺激するのみならず、膨大な投資資金ニーズが金融システムや国家財政にも大きな影響を与える。 今後、土地に付随する個人権益を守るための土地制度改革、地方政府の構造的な財政収支不 均衡問題を解決するための財政制度改革、資金調達難を緩和させるための各種金融改革などの 動向に注目したい。

以上

(執筆者連絡先)

㈱三菱東京 UFJ 銀行 経済調査室 香港駐在 范小晨

住所: 6F AIA Central, 1 Connaught Road, Central, Hong Kong

TEL: 00852-2823-6718 Email: xiao_chen_fan@hk.mufg.jp

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、金融商品の売買や投資など何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当室はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。





産業

中国オンラインショッピング業界の動向と小売企業の取り組み状況(前編)

三菱東京 UFJ 銀行 企業調査部 香港駐在 アナリスト 松浦 知子

本稿では、中国のオンラインショッピング業界の動向と小売企業の取り組み状況について、前後編2回に分けて簡単に整理した。今回の前編では、インターネット利用とオンラインショッピング市場動向についてまとめた。次回の後編では、業界構造、有店舗小売企業の業態別のオンラインショッピングへの取り組み状況などについて紹介する予定。

1. インターネット利用の状況

中国におけるインターネット利用状況をみると、2013 年末時点での利用者数は約 6.2 億人と、2007 年末時点に比べ 3 倍弱になるなど、普及が急速に進展している(図表 1)。地域別にみると、華北 4 省市で全体の 16%、華東 3 省市で同 15%、広東省で同 11%を占めるなど、沿岸部大都市圏に利用者が集中している。2013 年末時点のインターネット普及率をみると、2007 年時点に比べ全地域で大きく伸張(図表 2)。内陸部に属する湖北省や四川省の普及率は全国平均には及ばないものの、着実に向上している。

《 図表 1: 省市別のインターネット利用者数 》

(単位:百万人)

			07/5	00/5	00/=	40/5	445	40/5	40/=	· · ·	07.405
			07年	08年	09年	10年	11年	12年	13年	/// \	07-13年
										(比率)	CAGR
	東北	黒龍江省	5	6	9	11	12	13	15	2%	21%
		吉林省	4	5	7	9	10	11	12	2%	18%
	46	遼寧省	8	11	16	19	21	22	25	4%	21%
		北京市	7	10	11	12	14	15	16	7 3%	13%
	華北	天津市	3	5	6	6	7	8	9	1%	20%
沿岸	北	山東省	13	20	28	33	36	39	43 ¹⁶	7%	23%
		河北省	8	13	18	22	26	30	34	5%	28%
部	盐	上海市	8	11	12	12	15	16	17	ر 3%	13%
	華東	江蘇省	18	21	28	33	37	40	41 1	_{5%} 7%	15%
		浙江省	15	21	25	28	31	32	33	L 5%	14%
	華南	福建省	9	14	16	18	21	23	24	4%	19%
		広東省	33	46	49	53	63	66	70	11%	13%
		広西自治区	6	7	10	12	14	16	18	3%	21%
	華中	湖北省	7	11	15	19	21	23	25	4%	23%
	中	安徽省	6	7	11	14	16	19	22	3%	24%
内	西	内蒙古自治区	3	4	6	7	9	10	11	2%	23%
陸	北	新疆自治区	4	6	6	8	9	10	11	2%	20%
部		重慶市	4	6	8	10	11	12	13	2%	24%
	西南	四川省	8	11	16	20	22	26	28	5%	23%
	177	雲南省	3	5	8	10	11	13	15	2%	31%
全	国 ((上記以外含む)	210	298	384	457	513	564	618	100%	20%

(資料) CEIC データをもとに三菱東京 UFJ 銀行企業調査部にて作成

《 図表 2:インターネット普及率の推移 》

		北京市	上海市	広東省	天津市	浙江省	福建省	江蘇省	遼寧省	山東省	湖北省	四川省	全国
普及率	07年	47%	46%	36%	27%	30%	24%	23%	18%	14%	12%	10%	16%
(年末時点)	13年	75%	71%	66%	61%	61%	64%	52%	56%	45%	43%	35%	46%

(資料) CEIC データをもとに三菱東京 UFJ 銀行企業調査部にて作成



中国におけるインターネットユーザーを概観すると、1980 年代及び 1990 年代生まれの "80 後" や "90 後" 世代といった 10 代~30 代の若年層が全体の約 8 割を占めている (図表 3)。

所得層別でみると、2007年時点ではユーザー全体の3/4が月収2千元以下のユーザーで占められていたが、2013年時点では高額所得者の利用も進んでおり、利用者の分散が進展。

接続媒体別では、携帯電話からの接続は、スマートフォンの普及が後押しとなり、2007年の24%から2013年には81%にまで急速に増加。

インターネットの利用目的を見ると、オンラインショッピングは 2013 年には 49%となり、2007 年時点と比較すると最も利用率が増加している (図表 4)。

(年末時点) 07年 08年 09年 12年 10年 11年 13年 44% 44% 44% 女性 43% 48% 46% 44% 性別 57% 54% 56% 男性 53% 56% 56% 56% 20歳未満 29% 35% 32% 28% 28% 26% 26% 81% 20代 38% 32% 29% 30% 30% 31% 31% 24% 年齢別 30代 21% 18% 22% 23% 26% 25% 7% 10% 11% 13% 12% 12% 40代 11% 50歳以上 5% 5% 6% 6% 5% 6% 7% 500元以下 29% 28% 28% 23% 25% 23% 21% 17% 16% 15% 15% 12% 13% 1.000元以下 13% 2,000元以下 29% 30% 27% 28% 21% 18% 20% 所得別 3,000元以下 12% 14% 15% 16% 18% 18% 18% 5,000元以下 8% 7% 9% 11% 14% 19% 16% 5,000元超 5% 5% 6% 7% 9% 10% 12% デスクトップPC 94% 89% 73% 78% 73% 71% 70% 接続媒体 ノートブックPC 27% 28% 31% 46% 47% 46% 44% 携帯電話 24% 40% 61% 66% 69% 75% 81% 自宅 67% 78% 83% 89% 89% 92% 90% 利用場所 ネットカフェ 34% 42% 22% 19% 35% 36% 28% 24% 21% 30% 34% 33% 32% 33%

《 図表 3: インターネットユーザーの特徴 》

(資料) CEIC データをもとに三菱東京 UFJ 銀行企業調査部にて作成

《 図表 4: ジャンル別のインターネット利用状況(複数回答可) 》

	会話	ニュース	情報検索	音楽	ゲーム	オンライン ショッピング	Email	銀行取引
07年	81%	74%	72%	87%	59%	22%	57%	19%
13年	86%	80%	79%	73%	55%	49%	42%	41%

⁽注1)「音楽」はオンラインミュージックのダウンロードを示すが、違法なものも含んだ利用状況とみられる。

(資料) CEIC データをもとに三菱東京 UFJ 銀行企業調査部にて作成

⁽注2)「ニュース」は各種報道の確認、「会話」はチャットなどショートメッセージの送受信、「ゲーム」はオンラインゲームを示す。

2. オンラインショッピング市場の動向

オンラインショッピング (BtoC ($^{(\pm 1)}$ 及び CtoC ($^{(\pm 2)}$ の合計) の取引額は、インターネット利用者数の拡大やオンラインショッピングサイトの増加などにより、2000 年代後半に急成長を遂げた。足元の伸び率は 2000 年代後半に比べ鈍化しているものの、2013 年は前年比 39%増と依然として高い伸び率で成長している (図表 5)。

取引形態別にみると、2000年代後半はCtoC市場が大半を占めていたものの、偽物が扱われている、サービスレベルが低いといった問題 $^{(\+2)}$ を背景に、近年はCtoCに比べて売り手の信頼度が相対的に高いCtoC市場が拡大基調を辿っている。

2013年のオンラインショッピングの取引額は1.8兆元となり、これまで世界一の規模を誇った米国市場を逆転している(図表6)。

今後については、伸び率こそ鈍化するものの、引き続き二桁台の伸び率で成長が続くと見込まれており、2017年の市場規模は 4.5 兆元に達する見通し。

- (注 1) <u>B</u>usiness <u>to C</u>onsumer の略。企業が一般消費者を相手としてインターネット上で行う電子商取引を指す。
- (注 2) <u>Consumer to Consumer の略。一般消費者間においてインターネット上で行われる電子商取引を指す。但し、中国では CtoC に定義されている Taobao (淘宝網) や Paipai (拍拍網) において法人の出店も多く含まれている。</u>
- (注 3) 個人対個人の形態をとりながらも、実際には個人名義でショップを開設する企業が多く、偽物や欠陥商品を取り扱ったり、顧客対応が十分でない業者が多数存在している。

(単位: 兆元) 150% 6 5 125% 4.5 4 100% 3 75% 1.8 2 50% 1 25% 0 0% 2006 2007 2008 2009 2010 2011 2012 2013 2014 2015 2016 2017 CtoC ■ BtoC — 前年比(右軸)

《 図表 5:オンラインショッピング取引額推移 》

(資料) iResearch のデータをもとに三菱東京 UFJ 銀行企業調査部にて作成

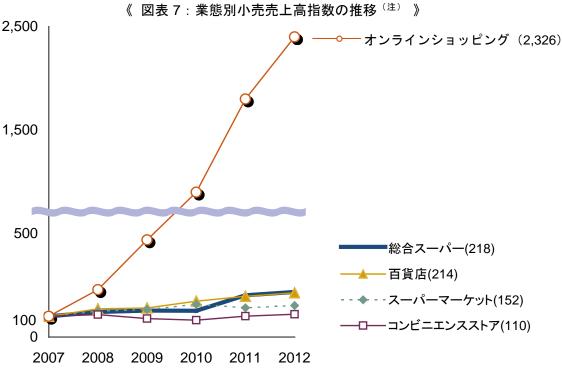
《 図表 6: 各国オンラインショッピング取引額比較 》

(<u>単位:億元)</u> 2009 2010 2011 2012 2013 中国 13,203 18,410 2,630 4,610 7,845 (成長率) 105% 75% 39% 70% 68% 米国 8,873 10,313 12,008 13,954 16,308 (成長率) 17% 2% 16% 16% 16% 日本 4,282 4,980 5,410 6,084 7,141 (成長率) 10% 16% 9% 12% 17%

- (注1) 為替変動要因を除くため RMB/USD=6.19、RMB/JPY=0.064(2013 年平均値) にて試算
- (注2) 日本のオンラインショッピング取引額に CtoC は含まれていない
- (資料) 各種資料をもとに三菱東京 UFJ 銀行企業調査部にて作成



中国における小売業態別の売上高について、2007 年を 100 として指数化したのが下記図表 7。 総合スーパーや百貨店などは、中国小売市場の成長を背景に拡大基調を辿っているものの緩やか な成長に留まる一方で、オンラインショッピングは他業態を大幅に上回るピッチで成長を続けて いることがみてとれる。



- (注)総合スーパー、百貨店、スーパーマーケット、コンビニエンスストアはチェーンストアのみを 対象として指数化している
- (資料) CEIC 及び iResearch のデータをもとに三菱東京 UFJ 銀行企業調査部にて作成

【11月11日「独身の日」には記録的な売上を達成】

中国では、1 が 4 つ並ぶ 11 月 11 日は、一人(独身) が並んでいるように見えるため "独身の日(光棍節)" とされてきたが、近年、オンラインショッピングサイトでセールを行うことが定着している。

アリババグループ (BtoC、CtoC 合計)の 2013 年同日の決済額は 350 億元 (約 6,100 億円)。楽 天の 2013 年通年の決済額が約 17,000 億円であっ たことから、一日で楽天の年間取引額の 3 割強が 取引されており、中国においてオンラインショッ ピング市場の成長が著しいことの証左といえよう

アリババグループの「独身の日」取引額

			(単位: 18ル/
2010	2011	2012	2013
14	53	191	350

(資料) 各種資料をもとに三菱東京 UFJ 銀行 企業調査部にて作成

Tmall (BtoC サイト) の独身の日売上高上位

	順位	ブランド名	カテゴリー	売上高(百万元)
_	1	Xiaomi	情報通信機器	541
)	2	Haier	家電	175
žį	3	Camel	靴	159
ソ	4	Lovo	インテリア	155
Ō,	∘ 5	Jack Jones	メンズファッション	152
	6	Uniqlo	カジュアル衣料	120
	7	Fuanna	インテリア	116
	8	Inman	レディースファッション	115
	9	Linshimuye	家具	110
	10	Artka	レディースファッション	109

(資料) AliResearch をもとに三菱東京 UFJ 銀行企業調査部 にて作成



オンラインショッピングについては、政府主導で各種制度の整備が進んでおり、特に 2000 年代 後半以降、各種制度が相次いで発表されたことが市場拡大の追い風となっている(図表 8)。

- ✓ 2000 年代後半に発表された各種意見や計画では、電子商取引の発展による個人消費の拡大が重要との認識が示され、発展の方向性が明記された。
- ✓ オンラインショッピングが急成長を遂げるなか、2012 年に発表された「電子商取引"12・ 5"発展計画」では、2015 年までにオンラインショッピング市場を 3 兆元超にするとの目標が掲げられた。その後、消費者保護に関する制度も強化された。

《 図表 8: オンラインショッピングに関わる主な制度・計画の概要 》

法規制、計画等名称		概要
2005年1月	電子商取引発展を加速する ための若干意見	電子商取引(以下、EC)を発展させるための方向性が示された ①ECの発展が経済発展において重要であるとし、環境整備(安全認証、 オンライン決済、物流などの各種サポートシステム構築など)を行う ②法律法規が未整備であるため、関連法律法規の研究や制定を急ぐ ③企業によるEC活用を推進する
2007年6月	電子商取引発展"11・5"計画	EC発展に関する初の国家計画で、2010年までの目標等が示された ①企業によるオンライン調達および販売額を、それぞれ全体の25%超、 10%超にする ②経常的にECを活用する中小企業数を30%以上にする ③オンライン支払いシステムの構築を加速させる ④物流システムを発展させ、EC活用をサポートする
2009年11月	流通分野における電子 商取引の発展促進に関する 意見	消費拡大策の一環として、ECを発展させる方針を示した ①流通領域におけるEC発展加速の主要目標を明確化 ②従来型の流通企業がネット市場を開拓することを推進する ③商品の卸売取引におけるネット活用を推進する ④インターネットショッピング専業企業の発展を加速させる
2010年6月	オンラインショッピングの 健全な発展を促進するための 指導意見	オンラインショッピングの発展に伴い、新たな目標を示した ①2015年末までにオンラインショッピング取引額を 社会消費品小売総額の5%にする ②生産・流通・サービス企業によるオンライン販売を奨励 ③オンラインショッピングの商品やサービスの範囲を拡大
2012年3月	電子商取引"12・5"発展計画	2015年までの目標が引き上げられた ①EC市場規模を18兆元以上、うち企業間EC取引額を15兆元以上、 オンラインショッピングを3兆元以上にし、社会消費品小売総額の9%超とする ②企業によるオンライン調達・販売額を、それぞれ全体の50%超・20%超にする ③経常的にECを活用する中小企業数を全体の60%以上にする
2013年10月	消費者権益保護法(改訂版)	オンラインショッピングにおける消費者保護の動きが強化された ①インターネット販売を含む通信販売におけるクーリングオフ制度 (商品受領日から7日以内であれば理由を問わず返品可能)を追加 ②オンラインショッピング事業者の住所、連絡先などの情報開示を義務化

(資料) 各種資料をもとに三菱東京 UFJ 銀行企業調査部にて作成

(執筆者の連絡先)

㈱三菱東京UFJ銀行 企業調査部 香港駐在 松浦 知子

住所: 6F AIA Central, 1 Connaught Road, Central, Hong Kong

TEL: 852-2249-3031 FAX: 852-2521-8541 Email: Tomoko Matsuura@hk.mufg.jp



人民元レポート

GDP の需要項目別寄与度で見た中国経済の現状

三菱東京UFJ銀行(中国) 環 球 金 融 市 場 部 資金証券グループ 飯干 康彦

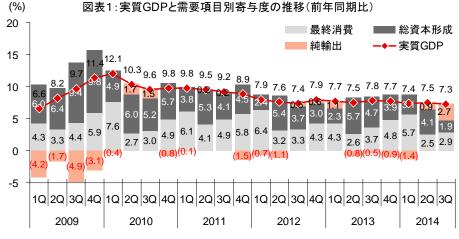
10月21日、国家統計局が発表した第3四半期実質GDP成長率は前年同期比+7.3%となり、5年半ぶりの低水準となった。しかしながら、市場で事前に予想されていた同+7.2%は上回ったことで、中国経済に対する過度な悲観はやや後退した形となった。今回発表されたGDPの需要項目別寄与度を見ると、純輸出の拡大が全体を押し上げた一方、総資本形成の減速が足を引っ張ったことが確認できる。

本稿では、需要項目別に今回発表された実質 GDP 成長率が鈍化した背景を確認するとともに、 今後の中国経済の見通しについて考えてみたい。

1. 実質 GDP 成長率と需要項目別寄与度

(1) 2009 年以降最高となった純輸出と、2009 年以降最低となった総資本形成

第3四半期は、実質 GDP 成長率に占める純輸出の寄与度が前年同期比+2.7%と需要項目別データの公表が開始された2009年以降最大となり、全体の押し上げに大きく寄与した(図表1参照)。実際、7~8月には貿易黒字が2ヶ月連続(7月:473億ドル、8月:498億ドル)で過去最高を記録するなど、輸出は拡大を見せていた。一方、総資本形成は同+1.9%と2009年以降で最低の水準となった。不動産開発投資の減速や、鉄道建設投資の進捗の遅れなどにより、これまで中国の経済成長を牽引してきた投資のペースは第3四半期に大きく鈍化した。



出所: 中国国家統計局、CEICのデータに基づき筆者作成

(2) 純輸出拡大の背景

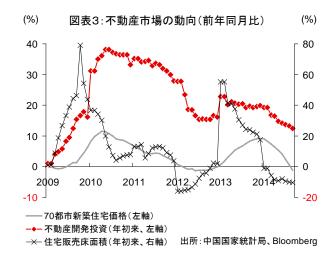
第3四半期に大きく拡大した純輸出であるが、地域別では足許香港向けの輸出の伸びが顕著となっている。特に9月の香港向け輸出は376.1億ドルとなり、米国向け(366.7億ドル)と欧州向け(320.9億ドル)を押さえ地域別で最大となった。背景としては、米 Apple 社の iPhone 6発売の影響なども考えられるが、一部報道では不正な送り状の利用により香港向け輸出が水増しされている可能性が指摘されている。昨年以降、香港向け輸出を巡っては、資本規制を回

避し、ホットマネーを香港から流入させるために偽装の貿易取引が行われている可能性があるとの指摘があるが、足許でも中国税関総署が公表する香港向け輸出額と、香港統計局が公表する中国からの輸入額の乖離幅が拡大しており、再び貿易統計データに疑念が持たれている1(図表2参照)。仮に報道で指摘されているような輸出の水増しがなければ、第3四半期実質GDPにおける純輸出の寄与度がより小さかった可能性も考えられる。

(10億ドル) 図表2:香港向け輸出金額の推移 50 1)-(2) ①中国税関総署公表値 40 ②香港統計局公表值 30 20 10 2008 2009 2010 2011 2012 2013 -10 -出所: 中国税関総署、香港統計局

(3) 投資鈍化の背景

2008年末に4兆元規模の景気対策が発表されて以降、中国の経済成長において総資本形成への依存は大きな比重を占めてきており、今年第2四半期は前年同期比+7.5%の経済成長となったが、そのうち同+4.1%が総資本形成の寄与によるものだった。しかしながら第3四半期においては、実質GDPの同+7.3%のうち、総資本形成の寄与度は同+1.9%にまで低下した。これまで総資本形成を牽引してきたのは住宅を中心とした不動産投資と高速鉄道などのインフラ建設投資であるが、ここではそれらの足許における動向を確認したい。



不動産市況の悪化は、ここ数ヶ月連日のように報じられているところである。特に住宅市場については、販売不振により資金繰りが悪化した不動産開発業者が住宅の値下げ販売に動き、それがさらなる不動産価格の下落に繋がるなど、不透明感が広がっていた。こうした背景により、1-9月期の不動産開発投資額は前年同期比+12.5%と約5年ぶりの水準にまで低下した(図表3参照)。

一方、中国における高速鉄道建設は、2008年に国務院が「中長期鉄道網計画(改訂版)」を認可して以降、急速なペースで拡大してきている。2009年には高速鉄道の総延長距離が日本の新幹線の総延長距離を抜き、高速鉄道としては世界最長の長さとなった(図表4参照)。高速鉄道建設は関連産業への波及効果も大きいことから、中国ではこれまで景気後退局面において、たびたび高速鉄道建設の拡大を利用した景気浮揚策が



出所: 中国鉄路総公司、国土交通省

¹ 香港向け輸出急増を巡っては、10月30日に中国政府が商務省と税関総署が調査のため、職員を広東省に派遣したことが報じられている。

打ち出されてきた (図表5参照)。

高速鉄道建設の年間目標は、今年1月に 開催された鉄道工作会議において投資額 6,300 億元、総延長距離 6,600km、44 項目 に設定されていた。しかしながら、その後 4 月上旬の国務院常務会議において決定さ れたインフラ投資(鉄道建設投資増額やイ ンフラ建設への民間資本導入) 拡大を軸に した景気浮揚策を受け、高速鉄道事業を手 掛ける中国鉄路総公司 2は、4月9日に高速 鉄道建設の年間目標額を 7,200 億元へ、4 月30日には8,000億元へと2度にわたり増 額修正していた。しかしながら、鉄道建設 投資の進捗状況を見ると、年間目標額が 8,000 億元であるのに対し、9月までの9ヶ 月間で 4,563 億元の投資しか実行されてお らず、投資進捗率は57%となっている(図 表6参照)。このように高速鉄道建設投資の 進捗が遅れた要因として指摘されているの が、「鉄道発展基金」の設立の後ずれである。

「鉄道発展基金」は、4月上旬の国務院常務会議で、非効率 3となっている鉄道建設資金の資金調達において、民間資本を呼び込むことを目的として導入された 4。基金の規模は毎年2,000~3,000億元規模とされたが、この金額は高速鉄道の建設資金の約3割に相当する。しかしながら、基金への投資を想定していた銀行などが、鉄道事業における収益性の悪化などを嫌気したことから同基金の設立は後ずれし、第3四半期における高速鉄道建設投資の遅れに繋がった。



図表6:2014年の鉄道建設計画と9月末現在の進捗率

	2014年 目標	1-9月期 実績	進捗率
鉄道建設投資額	8,000億元	4,563億元	57%
新線開通	7,000km	-	-
新規着工	64件	-	-

出所: 交通運輸部



出所: 中国鉄路総公司の債券目論見書

2. 不動産市場と高速鉄道建設投資を巡る足許の動向

(1) 不動産市場の動向

2009 年 12 月に国務院常務会議が投機的な不動産投資を抑制する「国四条」を発表して以降、不動産政策は引き締め傾向にあった。しかしながら、今年 5 月に中国人民銀行(以下、「PBOC」という)が商業銀行 15 行を集め、初回住宅購入者向けの住宅ローンの拡充を要請して以降、地方政府も相次いで住宅購入規制緩和策を打ち出すなど、中国の不動産マクロコントロール政

² 昨年、旧鉄道部の旅客運輸や鉄道建設などの事業部門を引き継いで誕生した国有企業。

³ 中国鉄路総公司については、2008 年以降の高速鉄道建設の急激な拡大に伴い債務が大きく膨らんできていた(図表7参照)。

^{4 2013} 年 8 月 19 日には、国務院が「鉄道の投資・資金調達体制を改革、鉄道建設の推進を加速することに関する意見」を発表し、民間資本による鉄道建設を推進する方向性を示していた。

策は緩和方向に傾いた (図表8参照)。

さらに9月29日には、PBOCが2軒目住宅購入時の頭金にかかる規制緩和を発表した。これまでPBOCは住宅価格の高騰を抑制するため、2軒目の住宅購入時には $60\sim70\%$ という頭金の支払いを義務付けてきたが、今回の規制緩和により、1軒目購入時の住宅ローンを完済していることを条件とし、2軒目購入時でも頭金は1軒目と同様の30%に引き下げられることとなった。こうした措置により、これまで厳しい頭金規制により住宅を買い控えていた買い手の需要を喚起することで、今年に入り低迷が続いている住宅販売の持ち直しに繋がる可能性がある。

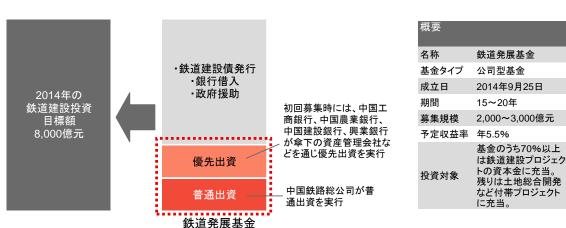
実際、不動産情報サイトの捜房によると、中国国内の主要 100 都市における 10 月の新築住宅価格は前月比▲0.4%と 6 ヶ月連続で低下したものの、低下幅は前月の同▲0.9%から縮小した。また、新築住宅価格が低下した都市が前月の 79 都市から 73 都市に減少するなど、住宅価格の下落に歯止めの兆しが見え始めている。



図表8:中国の不動産政策と不動産向け融資

(2) 高速鉄道建設投資の動向

「鉄道発展基金」の後ずれにより進捗が遅れていた高速鉄道建設であるが、9月25日には工商銀行、農業銀行、建設銀行、興業銀行の傘下の資産管理会社などが共同で設立した投資プラットフォームを通じて同基金への優先出資を行い、中国鉄路総公司による普通出資と合わせて総額2,000~3,000億元規模の基金が設立された(図表9参照)。この基金の設立により建設資金の調達問題がクリアされたことで、これまで進捗が遅れていた高速鉄道建設が第4四半期に加速することが見込まれる。また、これまで中国鉄路総公司は財務レバレッジが高まっていた



図表9:鉄道発展基金の概要

出所: 各種報道に基づき筆者作成

*鉄道建設資金総額の約3割

ことで 5、高速鉄道建設資金の調達に際し更に財務レバレッジが上昇することが懸念されていたが、「鉄道発展基金」の設立によりレバレッジが解消に向かう可能性もある。

一方、国家発展改革委員会は「鉄道発展基金」の設立を受け、10月以降鉄道投資プロジェクトの承認を加速させている(図表10参照)。10月30日には今年予定されている64の新規プロジェクトが既に承認され、年末までに全てのプロジェクトが着工予定となったことが報じられた。こうした動きの背景には高速鉄道建設を加速させることにより、景気浮揚を狙う政府の意図があるものと見られる。

図表10:10月以降に新たに認可された高速鉄道建設プロジェクト

	区間	区分	承認日	投資額 (億元)
1	玉溪(雲南省)~磨カン(雲南省)	新設	10月16日	445.1
2	大理(雲南省)~瑞麗(雲南省)	新設	10月16日	257.3
3	錦州港(遼寧省)~白音(内モンゴル自治区)	拡張	10月16日	256.4
4	鄭州(河南省)~万州(重慶市)	新設	10月22日	974.3
5	黔江(重慶市)~張家界(湖南省)~常德(湖南省)	新設	10月22日	384.4
6	商丘(河南省)~合肥(安徽省)~杭州(浙江省)	新設	10月22日	86.5
7	大同(山西省)~張家口(河北省)	新設	10月30日	179.9
8	拉薩(チベット自治区)~林芝(チベット自治区)	新設	10月30日	366.0
9	和順(山西省)~ケイ台(河北省)	新設	11月5日	66.4
10	衢州(浙江省)~寧徳(福建省)	新設	11月5日	304.9
11	格爾木(青海省)~コルラ(新疆ウイグル自治区)	新設	11月5日	376.4
12	連雲港(江蘇省)~鎮江(江蘇省)	新設	11月5日	466.6
13	祥雲(雲南省)~臨滄(雲南省)	新設	11月5日	155.0
14	南昌(江西省)~カン州(江西省)	新設	11月5日	532.5
15	南寧(広西チワン族自治区)~百色(広西チワン族自治区)	拡張	11月5日	98.8
	合計			4,950.4

出所: 国家発展改革委員会の資料に基づき筆者作成

3. おわりに

第3四半期実質GDPは総資本形成の伸びの鈍化を純輸出が補う形で前年同期比+7.3%の成長となった。しかしながら過去3年の四半期ごとの需要項目別寄与度を見ると、純輸出は平均で同▲0.1%となっており、仮に第3四半期に純輸出がこの過去3年平均値であったとすると、当期の実質GDPは同+4.7%に落ち込んでいた計算となる。輸出については前述の通り、統計データの信憑性が疑われているほか、不透明感が増している欧州向けを中心に今後輸出が力強い伸びを継続することは想定しづらく、第4四半期GDPにおいて純輸出の寄与が剥落した場合には、総資本形成の回復が7.5%成長に向けた鍵を握っていると言えよう。

もっとも、9月末に PBOC が発表した不動産購入規制緩和により、一時的に市場の景況感は改善に向かう可能性はあるが、不動産市況については住宅の過剰供給に起因する構造的な問題であると考えられるため、第4四半期に劇的に状況が改善することは見込まれず、住宅の需給が均衡するまで調整にしばらく時間を要するだろう。一方、高速鉄道投資は9月までの進捗が57%と低い水準に留まっているものの、今年の年間目標として設定された64件のプロジェクトは年内に全て着工する目処がついたため、第4四半期のGDP押し上げに寄与する可能性がある。内需に力強さが見えない中、高速鉄道建設は関連産業への波及も考えると、指導部が最も重要視している雇用創出効果も期待できよう。

投資主導型の経済発展モデルからの転換を進める中国であるが、その一方で例外的に強力に投

^{5 2014} 年9月期決算では、同社の負債総額は3兆5,300 億元に拡大しており、税引き後利益も▲34億元の赤字となった。

資が推進されているのが鉄道や水利などの基礎インフラ投資である。その中でも特に高速鉄道の建設が推進されているのは、高速鉄道網の整備は、単に経済発展を促進するだけではなく、主要都市間におけるヒトやモノの流れを活発化することにより民生の向上に繋がると考えられているからである。こうした高速鉄道建設は重要な国家戦略として位置づけられており、直近では国内のみならず、他国との間でも高速鉄道輸出に向けた協議が加速している。10月13日には国家発展改革委員会、中国鉄路総公司、ロシア運輸部、ロシア国家鉄路公司の4者が、北京とモスクワを結ぶ高速鉄道(全長約7,000km)の建設に向けた覚書に署名した。また、10月24日には、インフラ整備を目指すアジアインフラ投資銀行(AIIB)の設立が計21カ国の間で基本合意に達したが、こうした中国主導の国際金融機関の設立も、中国による国境を跨いだ高速鉄道建設の加速を強く印象づけるものとなった。

果たして中国経済は高速鉄道とともに成長加速となるのだろうか。動向を注視したい。

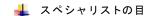
以上

(2014年11月6日)

(執筆者連絡先)

三菱東京UFJ銀行(中国)環球金融市場部

E-mail: <u>tsutomu_kishimoto@cn.mufg.jp</u> TEL:+86-(21)-6888-1666 (内線)2950





法務:クロスボーダー人民元建て外商直接投資に関する考察

北京市金杜法律事務所 パートナー弁護士 中国政法大学大学院 特任教授 劉 新宇

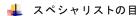
I. はじめに

この数年、中国の経済発展、世界最大貿易国としての地位向上に伴い、人民元は、取引の媒介、支払、投資・融資の手段として、中国周辺国、香港・マカオ・台湾で広く利用されるようになり、その国際化が進んでいる。中国人民銀行が公表したところによると、2013年の中国クロスボーダー貿易における人民元決済総額は、前年(2兆9400億人民元)比57%増の4兆6300億人民元(約81兆円)に上ったとのことである。このクロスボーダー貿易だけでなく、資本項目におけるクロスボーダー人民元決済も急増しており、人民元をもって決済された2013年の直接投資において、中国企業による中国国外投資総額は前年(292億人民元)の約3倍にあたる856億人民元(約1兆4917億円)、外国企業の対中投資総額も前年比78.5%増の4,481.3億人民元(約7兆8091億円)となった。

また、中国国外の人民元オフショアマーケットの急速な発展、多額の人民元資産の中国国外留保に伴って、中国国外の人民元の効率利用が国際市場における1つの論点となり、人民元国際化の今後の発展に直接的な影響を及ぼすものと考えられる。他方、クロスボーダー貿易、中国国外金融市場や対中投資で得られた人民元の消化ということも中国国外企業により重視されるようになっている。このような背景において、人民元国際化の一部をなし、人民元還流の一方法でもある人民元建て外商直接投資は、2011年に関連する政策が導入されて以来、常に各界の関心を集めてきたところであり、本稿においては、関連法令、政策、これらの実務的運用の観点から、現在のクロスボーダー人民元建て外商直接投資制度につき検討するものとしたい。なお、人民元建て外債もクロスボーダー人民元利用における重要論点の1つであるが、主に融資に関わる事項であるゆえ、本稿では割愛させていただく。

Ⅱ. クロスボーダー人民元建て外商直接投資の管理体制

商務部、中国人民銀行が公布した人民元建て外商直接投資に関する現行規定によると、人民元建て外商直接投資には広狭2つの意義がある。狭義においては、いわゆる「クロスボーダー人民元建て外商直接投資」、すなわち外国投資者(香港、マカオ、台湾の投資者を含む、以下同じ)が中国国外で合法的に得た人民元をもって、中国で企業新設、増資、資本参加、国内企業 M&A等の直接的な投資を行うことをいい、この外国投資者が中国国内への投資に用いるのは中国国外で得た人民元であって、主に商務部の関連規定の規制下に置かれている。これに対し、広義においては、狭義における方法のほか、さらに外国投資者が中国国内で合法的に得た人民元(主に、外国投資者が中国国内の投資先である外商投資企業を通じて取得し、まだ中国国外に送金していない人民元利益や、出資持分譲渡、減資、清算、投資の先行回収により取得した人民元など)を用いて、中国国内で直接投資を行うことも含まれ、中国人民銀行の関連規定が定める「人民元建て



外商直接投資」は、多くの場合、この広義のそれを意味する。後者の一部をなす外国投資者が中国国内で取得した人民元をもって中国で行う投資は、以前から行われてきたもので、商務部門、外貨管理部門がその規制を行ってきたが、狭義のクロスボーダー人民元建て外商直接投資は、中国政府が人民元の国際化を推進する中、2011年に本格的にその認可制度が開始されたばかりであり、本稿では、この狭義の人民元建て外商直接投資を中心に論じていくものとする。

現在、クロスボーダー人民元建て外商直接投資に対しては、下表のとおり、商務部、中国人民銀行がそれぞれの権限の範囲で規制を行っており、国家外貨管理局は、主に国際収支統計の面でその管理を担っている。

機関	権限	法令	備考
商務部	クロスボーダー 人民元建て外商 直接投資に関す る外商投資の審 査・認可	「クロスボーダー人民元建て 直接投資の関連問題に関する 商務部の通知」(以下、「商務部 889 号通知」という) ¹	失効
		「クロスボーダー人民元建て 直接投資の関連問題に関する 商務部の通知」(以下、「商務部 87号通知」という) ²	
中国人	人民元建て外商 直接投資にかか	「外商直接投資人民元決済業務管理弁法」(以下、「中国人民銀行23号弁法」という) ³	
民銀行	る決済業務の管理	「外商直接投資人民元決済業務の処理細則の明確化に関する中国人民銀行の通知」(以下、「銀発 165 号通知」という) 4	
国家外 貨管理 局	クロスボーダー 人民元建て外商 直接投資におけ る国際収支統計 の管理	「クロスボーダー人民元建て 資本項目業務処理の規範化に 係る問題に関する国家外貨管 理局総合司の通知」 ⁵	その後、中国人民銀行と共同公布した「クロスボーダー人民元業務に係る管理職責の分担に関する中国人民銀行、国家外貨管理局の通知」により、クロス

1

¹ 商資函[2011]第889号、2011年10月12日公布・施行。

² 商務部公告 2013 年第 87 号、2013 年 12 月 3 日公布、2014 年 1 月 1 日施行。

³ 中国人民銀行公告[2011]第 23 号、2011 年 10 月 13 日公布・施行。

⁴ 銀発[2012]165 号、2012 年 6 月 14 日公布・施行。

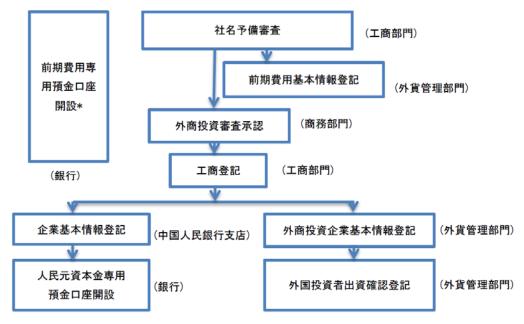
⁵ 匯総発[2011]38 号、2011 年 4 月 7 日公布・施行。



ボーダー人民元業務に関連す 「直接投資外貨管理のさらな る法令・政策は、中国人民銀行 る簡略化に係る問題に関する の権限となり、国家外貨管理局 国家外貨管理局資本項目管理 は国際収支に関する統計業務 司の通知」6 を担うこととなった。 クロスボーダー人民元建て外 「『外国投資者の国内直接投資 商直接投資の管理における国 外貨管理規定』及び付属文書の 際収支統計のための外貨管理 印刷・配布に関する国家外貨管 局における登記手続について 理局の通知」7 定める。

Ⅲ. クロスボーダー人民元建て直接投資の主な管理フローと注目すべき問題点

クロスボーダー人民元建て直接投資の手続の概略は下図のような流れとなるが、以下において は、この図に登場する資金管理と関連する機関ごと手続の詳細について説明するものとしたい。



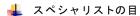
* 前期(事前関連)費用専用預金口座について、その開設時期に関する明確な規定はないが、より早期に開設すれば、 その分早期の運用が可能となる。

1. 商務部門による審査・認可手続

現行の商務部 87 号通知によると、外国投資者が中国国外において合法的に取得した人民元をも って中国国内で外商直接投資を展開する場合においては、現行の外商投資法、行政法規、規則及 び関連政策に従って、クロスボーダー人民元建て直接投資に関する手続を行わなければならない。 また、外商投資企業は、クロスボーダー人民元建て直接投資の資金を、中国国内における有価証

⁶ 匯資函[2011]20 号、2011 年 11 月 23 日公布・施行。

⁷ 匯発 [2013] 21 号、2013 年 5 月 10 日公布、2013 年 5 月 13 日施行



券及び金融派生商品(戦略投資上場企業は除く)への直接的又は間接的な投資並びに委託貸付に 用いてはならない。また、投資者からの申請に対する商務部門の回答には、「国外人民元による出 資」の文言を明記したうえ、人民元による出資金額のほか、クロスボーダー人民元建て直接投資 の資金に関する使用制限の内容が記載される。

これらの諸規定から考えると、商務部の審査・認可手続は、外商投資に関わるものであり、クロスボーダー人民元建て外商直接投資、外貨直接投資のいずれであっても明確な差異は特にないように思われ、クロスボーダー人民元建ての場合には投資者に対する特別な要求もない。

実のところ、前出の商務部 889 号通知において、国外人民元の由来の合法性を重視する商務部は、クロスボーダー人民元による投資の申請にあたり、関連する人民元資金の由来と用途に関する証明文書又は説明文書の提出を要求していた。また、投資貨幣種の変更に際しては、定款・契約の変更・修正を行い、認可を得なければならず、このほかにも、商務部 889 号通知は、商務部及び地方商務部門によるクロスボーダー人民元建て外商直接投資の審査・認可権限の明確な分類を行っていた。その後、商務部 87 号通知の施行によってこの商務部 889 号通知は廃止されることとなったが、2011 年以降、中国ではクロスボーダー人民元建て直接投資が正式に開始され、中国の商務部門は、直接投資の面でクロスボーダー人民元の審査・認可管理に関し特別で過度に厳格な要求をする必要がないことを徐々に認識し、それにより、クロスボーダー人民元建て外商直接投資の商務審査・認可手続は大幅に簡素化されることとなった。原則として、中国国外で合法的に取得した人民元資金でありさえすれば、中国で投資を行うことができるようになった。

2. 人民元建て外商直接投資に対する中国人民銀行の規制

中国人民銀行は、審査・認可を通じて人民元建て外商直接投資業務の管理を行うわけではなく、現行の外貨建て外商直接投資業務と同様に、登記、口座の監督・管理を主な手段として人民元建て外商直接投資の決済業務を規制するものとされている。

(1) 登記

中国人民銀行 23 号弁法によれば、外商投資企業 (新設及び M&A を含む) は、営業許可証の取得から 10 業務日以内に、登録地の中国人民銀行支店において企業情報の登記申請をしなければならない。既に登記された外商投資企業において、経営期間、出資方法、パートナー、合弁方法などの会社基本情報に変更が生じた場合、又は増資、減資、出資持分譲渡・交換、合併・分割などの重大な変更が生じた場合には、工商変更登記又は届出を行った後、登録地の中国人民銀行支店に対しこれらの変更状況を申告することが原則とされている 8。

この登記手続はその後の銀発 165 号通知によって細分化され、さらに「主要報告銀行」の制度 が導入された。人民元建て直接投資業務を展開する外商投資企業は、決済銀行を一行選択して主 要報告銀行とし、この主要報告銀行において、クロスボーダー人民元の受領・支払情報管理シス テムを通じ、所在地の中国人民銀行支店に対して企業情報の登記、変更情報の申告を行う。

⁸ 中国人民銀行23号弁法7条。

なお、投資貨幣種の外貨から人民元への変更につき、投資者は、商務部門による契約・定款の修正・変更に関する審査・認可を受ける必要がなくなり、外商投資に関する法律、行政法規その他関連規定に従って、関連部門及び銀行において登記、口座開設、資金両替などの手続を行うことができるようになったものの 9、主要報告銀行を通じた所在地の中国人民銀行支店に対する変更情報の申告が必要な点に注意されたい。また、外商投資企業が出資方法を変更すると、それは会社基本情報の変更に該当するため、依然として主要報告銀行を通じ、クロスボーダー人民元の受領・支払情報管理システムにより所在地の中国人民銀行支店に対する変更情報の申告を行わなければならず、それにより初めて、中国人民銀行 23 号弁法に基づく人民元資本金専用口座の開設・資金送金の手続を行うことができるようになる。関連する報道によると、日本の大手企業が完全子会社を設立する認可を 2011 年 4 月に取得し、米ドルによる第一期出資の完了後、中国で人民元建ての直接投資が可能との情報を知ったことから、投資貨幣種の人民元への変更を決定して2011 年 10 月にその手続を開始し、最終的に 2012 年 1 月に出資を完了したとのことである。

(2) 人民元口座の監督管理

人民元建て外商直接投資の決済業務に対する中国人民銀行のもう1つの規制手段は、主に口座を通じた監督管理である。人民元建て外商直接投資は、業務の類型ごとに異なる類型の口座を開設し、「専用口座専属使用」の原則による管理下に置かれる。中国人民銀行23号弁法、銀発165号通知によると、人民元建て外商直接投資の業務に関する主要な口座は、下表のとおりである。

口座名称	口座開設者	資金の性質	審査の手続と資金の用途
前期(事前関連) 費用専用預金 口座	外国投資 者	前期費用特別支出金	銀行は、外国投資者から提出を受けた支払指示書、資金用途説明書、資金使用承諾書等の資料を審査照合した後、国内人民元銀行決済口座への前期費用の支払手続を実施。 1. 前期費用剰余金の人民元資本金口座への振替又は返還。 2. 土地公開入札又は不動産購入への充当禁止。
人民元再投資専 用預金口座	外国投資 者	利潤分配、投資先行回 収、清算、株式譲渡等 の所得による中国国内 再投資又は登録資本金 追加のための資金	銀行は、国家関連部門の許認可又は届出文書及び納税証明を審査した後、人民元資金対外支払の手続を実施。

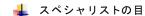
⁹ 商務部 87 号通知 5 条。

_



人民元資本金専 用預金口座	外商投資 企業	外国投資者の振り込む 人民元登録資本金又は 人民元出資	銀行は、プルデンシャル規制に基づく 監督管理規定に従い、企業に支払指示 書、資金用途証明書等の文書提出を求 め、かつ、真摯に審査を実施。 1. 国家関連部門の許可した経営範囲 内で使用すること。有価証券投資、 金融派生商品投資、委託貸付への使 用、高利金融商品や非自家用不動産	
人民元一般預金 口座	外商投資企業	人民元建て外債	の購入は禁止。また、非投資系外商企業による中国国内再投資への使用も禁止。 2. 中国国内外貸付返済への充当可。 3. 給与支払及び企業の出張諸経費、細かな調達や支払い等を用途とする予備資金を除き、この2つの口座の資金を同社名義の中国国内人民元預金口座へ振り替えることの禁止。	
人民元買収専用 預金口座	中国株主	買収資金の受取	法に従って使用可。口座の中国国内使 用について、人民銀行のクロスボーダ	
人民元株式譲渡 専用預金口座	中国株主	出資持分譲渡金の受取	ー収納支払情報管理システムを通じた 報告は不要。	

上表のように、直接投資関連の人民元資金に対しては、その使用上の管理につき、基本的に外 貨資金と同様の要求がなされている。しかし、資金の使用を比較すると、外貨管理に関する現行 規定のほうがより具体的な要求をしており、実際に提出する文書も明確に定められている。例え ば、外貨資本金の人民元転に関し、外貨管理局は、銀行への提出が必要な人民元転関連文書(例 えば、支払指示書、資本金人民元転後の人民元資金用途証明書、前回の資本金人民元転で得られ た人民元資金が支払指示書に基づき対外支払に充てられたことに関する領収書などの関連証書) の類型・要求を詳細に定めているのに対し、人民元建て資本金に関する中国人民銀行の規定はや や漠然としており、単に「銀行は、外商投資企業による人民元登録資本金及び人民元借入資金の 使用について、その真実性及び合法性を審査し、外商投資企業が法により人民元資金を使用する よう監督管理を行わなければならない」、「銀行は、プルデンシャル規制に基づく監督管理規定に 従い、企業に対し支払指示書、資金用途証明書などの資料提出を求め、真摯に審査しなければな らない」と定めるにとどまる。しかしながら、このことは、直接投資に関する人民元資金の使用 のほうが外貨資金の使用より規制が緩和されていることを意味するわけではなく、人民元建て直 接投資の管理において、銀行は、真実性・合法性の確認にあたり、企業から業務遂行に関する各 種資料の提出を受ける必要があり、その審査責任がより大きく、顧客、業務に対する理解に基づ く相応の決済業務を行う必要上、より高レベルでの業務遂行が求められているといえよう。



3. 外貨管理局の関連登記、届出手続

既述のとおり、クロスボーダー人民元建て外国投資者による直接投資において、外貨管理局は、 主に国際収支の統計にかかる職務を担当している。そのため、外国投資者・外商投資企業による 人民元建て直接投資に対し、外貨管理局は、国際収支の統計を行うことができるよう、現地の外 貨管理局において登記、届出を行っている。

現行の外貨管理規定 ¹⁰によれば、主に外国投資者の設立準備費用基本情報登記、外商投資企業の基本情報登記及び変更、抹消登記、並びに外国投資者の出資確認登記に関わる事項が外貨管理局の権限とされている。それゆえ、全額クロスボーダー人民元をもって外商直接投資企業に投資した外国投資者は、外貨での出資ではなくとも、やはり主要報告銀行を通じ現地の中国人民銀行支店において人民元建て直接投資に関する相応の登記手続又は変更情報の申告を行うほか、外貨管理局において登記手続を行わなければならない。

Ⅳ. 上海自由貿易試験区における人民元建て外商直接投資にかかる革新的な措置

上海自由貿易試験区(以下、「試験区」という)では、その開設以降、金融監督管理に関する革新的な措置が絶えず導入され、人民元の国際化を促進している。2013年12月2日に「金融による中国(上海)自由貿易試験区の建設支援に関する中国人民銀行の意見」(銀発[2013]11号)¹¹が発せられてからは、様々な細則が次々と公布され、試験区においては人民元の国際化に関する画期的な試みが続けられている。その中でも、直接投資に関するクロスボーダー人民元の投資に関しては、主に次のような革新的な措置がとられている。

1. 人民元建て外商直接投資審査・認可の革新

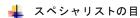
人民元建てクロスボーダー直接投資の利用を容易にするため、試験区の企業は、上海市の関連 規定に基づき、事前の認可に関わりなく、銀行においてクロスボーダー資金の受領・支払、両替 を行うことができる。また、「中国(上海)自由貿易試験区における人民元のクロスボーダー利用 の支援に関する中国人民銀行上海本部の通知」によると、上海地区の銀行は、「顧客に対する理解」、 「業務に対する理解」、「デュー・デリジェンス」という三原則に基づき、試験区内の機関(輸出 貨物貿易人民元決済企業の重点監督管理リストに掲げられた企業は除く)及び自然人から提出さ れた受領・支払指示書に基づき、直接投資にかかるクロスボーダー人民元決済業務を行うことが できる。

試験区は、現在の「ネガティブリスト」制度 ¹²の適用をクロスボーダー人民元建て直接投資の 審査・認可にまで拡大しようとしており、原則として、「ネガティブリスト」に該当しないプロジ

10 詳細については、「『外国投資者の国内直接投資外貨管理規定』及び付属文書の印刷・配布に関する国家外貨

管理局の通知」(匯発[2013]21 号)付属文書 3「国内直接投資業務処理ガイドライン」参照。 ¹¹ 2013 年 12 月 2 日施行。

¹² ネガティブリスト制度とは、そのリストに掲載された事業でなければ、原則上、外商投資企業において商務部門の許可なく自由にそれを展開しうる特別管理制度をいう。本来、外商投資企業は、商務部門により経営範囲として許された事業しか行うことができないところ、試験区に登録される企業に限っては、同制度により大きな規制緩和を受けることとなった。



ェクトに関する人民元建て外商直接投資については、商務部門の審査を不要とし、企業は許認可を要せず銀行においてクロスボーダー資金の受領・支払、両替を行うことができるようになった 13。

2. 人民元建て外債金額の確定に関する革新的な管理制度

人民元建て外債に関しても、外債金額は「投注差」を越えてはならないという伝統的な原則のほかに、試験区では新たな外債残額の規模管理制度が導入されている。すなわち、「払込資本×1倍×マクロプルーデンスパラメータ」という計算方法により外債金額の枠を確定するものである。また、試験区の開始前に既にその敷地内に設立されていた外商投資企業は、中国国外にある人民元資金を借り入れる際に従来の「投注差」スキームを採用するか、それともこの新たな計算法を採用するか独自に決定することができる。なお、自社の口座がある銀行を通じて中国人民銀行上海本部に届け出る必要があり、決定を経たものは変更されない 14。

♥. おわりに

以上、現行法制度下における人民元建て外商直接投資に関し検討してきたが、人民元為替レートの安定維持は、人民元の国際化に向けた一連の金融改革における重要な政策目的の一環であり、人民元建て外商直接投資を容易にする処理フロー、適度に緩和された管理制度などは一部の外国企業から優れたものと評価され、多くの外国企業がその恩恵を受けるようになっている。同時に、上海自由貿易区は中国金融改革の前線基地として、それに関連する制度が進化を続けており、遠くない将来、試験区外の人民元建て外商直接投資もその影響を受けて緩和され、利便性がますます向上するものと思われる。今後も引き続き、その動向に注目し、研究を続けていきたい。

(執筆者連絡先)

北京市金杜法律事務所

パートナー弁護士 劉新宇

〒100020 中国北京市朝陽区東三環中路1号環球金融中心弁公楼東楼20階

Tel: 86-10-5878-5091 Fax: 86-10-5878-5533 Mail: liuxinyu@cn.kwm.com

金杜法律事務所国際ネットワーク所属事務所:

北京・ブリスベン・ブリュッセル・キャンベラ・成都・重慶・ドバイ・フランクフルト・広州・杭州・香港・済南・ロンドン・ルクセンブルク・マドリッド・メルボルン・ミラノ・ミュンヘン・ニューヨーク・パリ・パース・青島・リヤド・上海・深圳・シリコンバレー・三亜・蘇州・シドニー・天津・東京

¹³ 銀総部発[2014]22 号通知 2 条。

¹⁴ 銀総部発[2014]22 号通知 4 条。



MUFG中国ビジネス・ネットワーク



三菱東京UFJ銀行(中国)有限公司

- X/// 0. () ()					
拠 点	住 所	電話			
北 京 支 店 北京経済技術開発区出張所	北京市朝陽区東三環北路5号 北京発展大厦2階 北京市北京経済技術開発区栄華中路10号 亦城国際中心1号楼16階1603	86-10-6590-8888 86-10-5957-8000			
天 津 支 店 天津濱海出張所	天津市南京路75号 天津国際大厦21階 天津市天津経済技術開発区第三大街51号 濱海金融街西区2号楼A座3階	86-22-2311-0088 86-22-5982-8855			
大 連 支 店 大連経済技術開発区出張所	大連市西崗区中山路147号 森茂大厦11階 大連市大連経済技術開発区金馬路138号 古耕国際商務大廈18階	86-411-8360-6000 86-411-8793-5300			
無 錫 支 店	無錫市新区長江路16号 無錫軟件園10階	86-510-8521-1818			
上 海 支 店 上海 虹 橋 出 張 所 上海自貿試験区出張所	上海市浦東新区陸家嘴環路1233号 匯亜大厦20階 上海市長寧区紅宝石路500号 東銀中心B棟22階 上海市中国(上海)自由貿易試験区馬吉路88号 10号楼3·4階	86-21-6888-1666 86-21-3209-2333 86-21-6830-3088			
深 圳 支 店	深圳市福田区中心4路1号嘉里建設広場 第一座9階·10階	86-755-8256-0808			
広 州 支 店 広州南沙出張所	広州市珠江新城華夏路8号 合景国際金融広場24階 広州市南沙区港前大道南162号広州南沙香港中華総商会大厦 805、806号	86-20-8550-6688 86-20-3909-9088			
成 都 支 店	成都市錦江区順城大街8号 中環広場2座18階	86-28-8671-7666			
青 島 支 店	青島市市南区香港中路61号乙 遠洋大廈20階	86-532-8092-9888			
武 漢 支 店	湖北省武漢市江岸区中山大道1628号 企業中心5号2008室	86-27-8220-0888			
瀋 陽 支 店	遼寧省瀋陽市和平区青年大街286号 華潤大厦20階2002室	86-24-8398-7888			
蘇州支店	江蘇省蘇州市蘇州工業園区蘇州大道東289号広融大厦15、16階	86-512-3333-3030			

三菱東京UFJ銀行

香港支店	9F AIA Central, 1 Connaught Road, Central, Hong Kong	852-2823-6666
九龍支店	15F Peninsula Office Tower, 18 Middle Road, Kowloon, Hong Kong	852-2315-4333
台 北 支 店	台湾台北市民生東路3段109号 聯邦企業大樓9階	886-2-2514-0598

【本邦におけるご照会先】

国際業務部

東京:03-6259-6695(代表) 大阪:06-6206-8434(代表) 名古屋:052-211-0544(代表)

発行:三菱東京UFJ銀行 国際業務部

編集:三菱UFJリサーチ&コンサルティング 貿易投資相談部

第106号(2014年11月)



- ・本資料は情報提供を唯一の目的としたものであり、金融商品の売買や投資などの勧誘を目的としたもの ではありません。本資料の中に銀行取引や同取引に関連する記載がある場合、弊行がそれらの取引を応 諾したこと、またそれらの取引の実行を推奨することを意味するものではなく、それらの取引の妥当性 や、適法性等について保証するものでもありません。
- ・本資料の記述は弊行内で作成したものを含め弊行の統一された考えを表明したものではありません。
- ・本資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性、信頼性、完全性を保 証するものではありません。最終判断はご自身で行っていただきますようお願いいたします。本資料に 基づく投資決定、経営上の判断、その他全ての行為によって如何なる損害を受けた場合にも、弊行なら びに原資料提供者は一切の責任を負いません。実際の適用につきましては、別途、公認会計士、税理士、 弁護士にご確認いただきますようお願いいたします。
- ・本資料の知的財産権は全て原資料提供者または株式会社三菱東京 UFJ 銀行に帰属します。本資料の本 文の一部または全部について、第三者への開示および、複製、販売、その他如何なる方法においても、 第三者への提供を禁じます。
- ・本資料の内容は予告なく変更される場合があります。